

令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 28 日 )  
( 第 22 号 )

第  
22  
号  
9  
月  
28  
日



令和4年

# 三重県議会定例会会議録

## 第22号

○令和4年9月28日（水曜日）

---

### 議事日程（第22号）

令和4年9月28日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第106号

〔委員長報告、採決〕

---

### 会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第106号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美

9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇道
19	番	山内	里明
20	番	山本	香尚
21	番	稲森	稔初
22	番	濱井	野治
23	番	森野	真衛
24	番	津村	熊野
25	番	杉本	宜三
26	番	藤田	昭義
27	番	稲垣	成生
28	番	石田	聡人
29	番	村林	正富
30	番	小林	孝榮
31	番	服部	豐
32	番	谷川	隆尚
33	番	東	英介
34	番	長田	智
35	番	奥野	
36	番	今井	

37	番	日 沖	正 信
38	番	舟 橋	裕 幸
39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書記（議事課長）	前 川 幸 則
書記（企画法務課長）	小 野 明 子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐 竹 宴
書記（議事課主幹兼係長）	林 良 充
書記（議事課主査）	辻 昌 平

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人

防災対策部長	山本英樹
戦略企画部長	安井晃
総務部長	高間伸夫
医療保健部長	中尾洋一
子ども・福祉部長	中村徳久
環境生活部長	中野敦子
地域連携部長	後田和也
農林水産部長	更屋英洋
雇用経済部長	野呂幸利
県土整備部長	若尾将徳
最高デジタル責任者	田中淳一
デジタル社会推進局長	三宅恒之
医療保健部理事	小倉康彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山幸弘
地域連携部スポーツ推進局長	山川晴久
地域連携部南部地域活性化局長	下田二一
雇用経済部観光局長	増田行信
県土整備部理事	佐竹元宏
企業庁長	山口武美
病院事業庁長	長崎敬之
会計管理者兼出納局長	佐脇優子
教 育 長	木平芳定
公安委員会委員	村田典子
警察本部長	佐野朋毅

代表監査委員  
監査委員事務局長

伊藤 隆  
紀平 益美

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

中村 佳子  
天野 圭子

選挙管理委員会委員長

中西 正洋

労働委員会事務局長

中西 秀行

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る9月21日、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に付託いたしました議案第106号について、審査報告書が総務地域連携デジタル社会推進常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件名
106	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年9月21日

三重県議会議長 前野 和美 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 石垣 智矢

### 質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。3番 中瀬信之議員。

〔3番 中瀬信之議員登壇・拍手〕

○3番（中瀬信之） おはようございます。

度会郡選挙区選出、新政みえ、中瀬信之でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は3点の質問をさせていただく予定になっております。

早速ではございますが、まず、第1点目の質問になります。地域公共交通対策について、お伺いいたします。

公共交通の脆弱な地域の交通弱者対策について、お伺いいたします。

いわゆる自動車中心社会において移動を制約される人のこと、すなわち、自分で運転することのできない子どもや免許証を取得できない障がい者の皆さん、免許証がない方、車がない方や免許証を返納した高齢者等の移動困難者を指すわけであります。

今月前半ですが、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会に出席



してまいりました。東京・名古屋・大阪の間の時間が飛躍的に短縮し、我が国の成長戦略に極めて重要な社会基盤であると言われていています。三重県にとっても大きな利益があるものだと考えています。

しかし、三重の現状を見ると、地域公共交通は、都市部を離れた地域の人々にとって大きな意義のある交通でありながら、廃止路線の検討や駅舎などのバリアフリー化も進まないのが現状であります。

失礼します、マスクを取ります。

公共交通の脆弱な地域、交通不便地域では、車が主な交通手段であります。

今の家族構成は、昔のような大家族構成ではなく、子どもたちは都市部に出たり、実家を離れて暮らしている、いわゆる核家族が主流となって、大家族の中で誰かが運転手になって買物や病院などに送り迎えをする状況となっています。

子どもたちは、実家に残した高齢になった両親が車を運転することが心配で、車の免許証の返納をしきりに迫るようであります。親も、子どもたちに迷惑をかけたら駄目だとの思いから、子どもたちの話しかけに嫌とは言えない状況が多々あるようであります。

高齢者で、独り暮らしになった方の話ですが、家の周りには病院もスーパーも、ましてコンビニもありません。ふだんの行動をするには、自治体によってはデマンドバスや乗合バスなど、様々な乗り物もありますが、自分の車のように自由な行動はできないのが現状であります。

自由に買物もできない中、中には子どもたちが食材を運んでくれたり、食事を作ってくれたりするようではありますが、どちらにしても負担があるようであります。

そのような中、車の免許証を返納したら、今まで住み慣れた家ではふだんの生活ができず、仕方ないので施設に入ると言われる方がいる、そのような話を聞きます。本人は健康なのに、交通手段がないために施設に入る、何か寂しい思いがあります。中でも高齢者にとっては、田舎暮らしをするには、自家用車は切っても切れない関係にあり、都市部のような交通を求めてもで

きません。

市町は、独自の交通手段を模索し、地域に住む人が不便なく交通ができるように努力していますが、自家用車のように市町を自由に横断的に行き来するには時間がかかると思います。

田舎暮らしのよいところは多くあり、自然豊かな環境や人情など多く得るものがありますが、交通弱者と言われる方にとって、移動することが大きなネックとなっています。

南部地域は、県下でも高齢化率が非常に高い地域であります。団塊の世代が後期高齢者と言われる75歳を迎える2025年は、もうそこに来ています。高齢化社会を迎えるに当たり、一層の地域公共交通の充実を図らなければなりません。

地域公共交通は、日常生活に不可欠なインフラであり、まちのにぎわいを促す動脈としての役割を果たしています。県は、交通不便地域における県民の便利性向上のため、地域の輸送資源を総動員し、地域の実情に応じた移動手段の確保に取り組むとあります。

そこで、2点お伺いしたいと思います。

三重県において、地域の格差、いわゆる南北地域格差や、市町においても中心的な市街地とそうでない地域の地域公共交通の格差があることをどのように認識し、どのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

2点目です。各市町は独自の地域交通に対する対策を実施していますが、多くの住民の方が快適な移動を望んでいますし、また、市町をまたいだ移動も望んでいます。

県は、市町をまたいだ移動対策をどのように考えているか、また、より充実した将来の構想についてお伺いいたします。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（後田和也） 2点、御質問をいただきました。

まず、地域公共交通の格差についてどのように認識し、どういう対策を講じようとしているのかということで、まず、お答えさせていただきたいと思

います。

交通事業者の事業縮小や撤退などによりまして、公共交通の確保が困難となっている交通不便地域等における移動手手段の確保は、喫緊の課題と考えております。

既存のバス交通につきましては、利用者の減少や運転手不足などの厳しい経営環境により、利用促進を図ってもバスの路線が維持できない地域も出てきています。そのため、NPOや地域団体など、新たな担い手とも連携して移動手手段の確保を図っているところでございます。

例えば、明和町では、通学や子どもの送迎などに対応するため、利便性が高いA Iによるオンデマンド交通の実証実験が行われているところでございます。

一方で、そういう新たな担い手もなかなか見つからず、市町が移動手手段を確保しなければならないといった交通不便地域があることも事実でございます。そうした地域に対しましては、令和2年度より、三重県高齢者等の移動手手段の確保に向けた地域モデル事業を実施いたしまして、次世代モビリティの活用や福祉分野等との連携による交通不便地域等の解消に向けた市町の取組を支援しているところでございます。

例えば、令和3年度には南伊勢町で、これまでバスが乗り入れていなかった道路幅の狭いエリアへ小型車両の町営バスを導入し、移動手手段の確保を図るとともに、スクールバスや病院が運行する送迎車両など、他の移動手手段と接続することで利便性の向上を図ったところでございます。今年度から本格運行を行っておりまして、今後は、ほかの路線でも商業施設への乗り入れなど、さらなる利便性の向上を検討しているところでございます。

このように、地域の実情に合った移動手手段の確保に向けまして、県としましては、既存の交通事業者の利用促進策、NPO、民間事業者等の新たな担い手でありませうか、市町の支援策などを地域公共交通会議等で議論いたしまして、交通不便地域等の解消に向けた取組を市町等とともに推進していきたいと考えております。

次に、市町をまたぐ広域的な移動ニーズへの対応でございます。

市町をまたぐ移動につきましては、県は広域生活交通圏の基幹となる広域路線バスを、市町は日常生活に密着した移動ニーズに対応した生活交通圏の路線バスを確保・維持するという役割分担を踏まえまして、ネットワークの形成に取り組んでまいりました。

また、住民の生活圏に応じた移動手段については、市町地域公共交通会議等の中で議論しておりまして、コミュニティバスやデマンドタクシーなど、地域に応じた取組を実施しています。

生活圏の広域化に伴いまして、買物や通院などの日常生活に必要な移動について、近隣市町まで移動したいというようなニーズが生じている場合には、各地域公共交通会議等で検討いただいております。市町をまたいだ運行をしている事例も複数ございます。

例えば、熊野市と御浜町では、自主運行バスを共同運行していただいております。通学や通院などの住民の移動ニーズに対応していただいております。

このように、住民ニーズに合った市町をまたぐ移動の確保については、県も参画します市町の地域公共交通会議等において検討を行い、必要に応じて市町間の調整を行ってまいります。

また、県が行っております地域公共交通協議会の地域別ワーキンググループというものがございますが、こちらのほうでも情報の共有や課題への議論を深めることで、市町間における連携の取組を促進しまして、市町をまたぐ移動の機能強化を図っていきたくて考えております。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 事例も含めてお話をいただきました。そういう中で、公共交通が脆弱な地域における交通弱者対策は、県内どこの地域や場所に住んでいても安心して暮らせる、それは自由に行動ができる、人との関わり合いをいつでも持てる生活環境をみんなでつくり、楽しみのある生活ができることだと思っています。せめて、車の免許証を返納したら、住み慣れた家を離

れなければならない、そんな日本にはしたくないという思いがあります。

特に、交通不便地域と言われる地域に住む交通弱者と言われる方が、せめて町内の行きたい場所、買物や病院はもちろんのこと、友達の家などや近隣市町のスーパーや病院など、主立ったところにいつでも自由に行き来ができる環境、例えばドラえものどこでもドアというものがありますが、自分の玄関から望む玄関までの交通が思いのままになるような、行き来に何の不安もない交通手段があってもよいのではないかと考えています。

三重の過疎地域に交通不便地域なしと言われるように、都市部の交通便利地域に住む住民から、地方は羨ましいと言われるような交通政策が必要だと思っています。

県は、市町が行う交通基盤づくりに積極的に参加し、率先して交通弱者対策に取り組んでいただけるよう要望し、この質問を終わります。

続きまして、全国有数の観光地を目指す観光政策について、お伺いいたします。この項目は3点、質問する予定であります。

まず、1点目は、知事の観光政策の思いということで、本日、答弁いただくのはこの項目1点だけとなっておりますので、よろしくお伺いいたします。

知事の観光政策の思いについて、お伺いいたします。

三重県を語るとき、南北地域格差の問題があります。名古屋経済圏、中京工業地帯を有する県中北部と伊勢志摩や東紀州との深刻な経済格差が生じています。神宮、内宮、外宮には、毎年、コロナ禍以前であれば年間800万人を超える観光客が訪れ、活気が見られますが、南部地域に若者がとどまらず、人口減少に歯止めが利かないのも現状であります。

知事の進める観光政策で、県内の観光地各地が発展することはもちろんであります。特に南部地域の経済発展と人口流出が止まることを希望し、質問するものであります。

知事の観光に対する思いは非常に強いように思われます。知事が選挙戦を戦った昨年の選挙公報に掲載されているように、他県に抜きん出た三重の食材、自然、観光についてはさらに磨き上げ、県産品の販売力や観光誘客力を

伸ばすと言われています。

県ホームページを開きますと、知事のページを見て、産業の振興に向けてと題して、新型コロナの収束を見据え、国内外からの誘客につなげるため、観光資源を磨き上げるとともに、拠点滞在型観光の推進を進めるとあり、選挙戦を戦ったときよりもさらに進んだ内容になっているのではないかなと感じています。

9月15日の知事提案説明では、伊勢神宮や熊野古道をはじめ、歴史、文化、食、自然などの三重の魅力ある地域資源を生かしたコンテンツづくりや、サービスを磨き上げ、質の高い観光地づくりに取り組むとともに、それらをつないで周遊ルート化を図り、大消費地である首都圏をはじめとする都市部へのプロモーションを併せて展開することで、旅行者の長期滞在を促進すると発言されています。

先般の新聞記事で、知事の就任から1年を振り返ってのインタビューが掲載されていました。1年が経過し、分かった課題として、観光政策はやらなければならないと再確認したとあります。観光に対して、県の長所と短所の分析はできていなかった。伊勢神宮や鈴鹿サーキットなど魅力的な旅行先があっても、三重県にあると知られていない。伸び代はあり、成長につなげたいと答えています。

リクルート社は、7月12日に都道府県魅力度ランキングの結果発表を行いました。調査は、2021年4月から2022年3月に、国内宿泊旅行をした全国の20歳から79歳の男女1万4123人を対象にインターネットで行われた結果であります。旅行先として魅力的な都道府県ランキング、何と三重県が北海道や京都府を抑えて、全国3位にあります。観光に対するランキングが公表され、担当部局では、その数字を見て一喜一憂することがありますが、どんなデータであれ、常に上位に位置することはうれしいことでもあります。

今年の夏休み期間中、7月16日から8月31日の県内23の観光施設に訪れた観光客が491万3032人、1日当たり延べ10万4533人で前年比36.3%の増加であり、また、コロナ禍前の2019年対比では20.2%下回ったと発表されました。

県下で、集客の多い施設は、ナガシマリゾートで197万人、伊勢神宮が71万人、鈴鹿サーキットが27万人、志摩スペイン村が25万人などとなっています。

三重の将来観光のスタイルは、拠点滞在型の観光を目指そうとしている一見知事ではありますが、2021年の県内旅行者の滞在日数は1.2泊で、全国で43位であります。滞在型とは程遠いのが今の三重県の観光スタイルであると思っています。

三重県には、自然、食、歴史、文化、古来より多くの観光客を受け入れていた人々の人情や温かさなど多くの観光資源があり、多様化する旅行者のニーズに対応することが十分に可能である。今までのような日帰りや1泊2食の旅行にとどまらず、多くの宿泊が期待できる拠点滞在型の観光スタイルは、地元の観光業はもちろんのこと、地産地消が食のメインになれば農林水産業なども多く潤うこととなります。

拠点滞在型観光を進めるために、全庁的な取組を行うとしていますが、拠点滞在型観光を積極的に進める知事の考えをお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 拠点滞在型観光、これをなぜ進めなきゃいかんかということでもありますけど、もう議員からお答えをいただいたようなものだと考えますけど、あえて申し上げますと、観光大国と言われているフランスは、30年も前から観光を振興する意味はどこにあるのかということ、彼らは国民に対しても話していました。観光というのは、雇用をちゃんと生み出しますと。そして、GDPを上げる、これは国だけではなくて地域のGDPも上げると、これをちゃんと説明していました。

当時日本はどうやったかという、観光というのは遊びなので、こんなものに国の予算をつけるのはおかしいと言われていた時代です。でも、ようやく時代が変わってきて、やっぱり観光というのは非常に重要な産業なんだということを日本でも考えるようになってきました。

ちなみに、私は、南北格差というのは、三重県にこれはもうないと。むし

ろ、北は北の発展の仕方があるし、南は南の発展の仕方がある、それぞれに適切な発展の仕方を考えていく、これが大事なんだと。伊賀には伊賀の発展の仕方があります。県全体が発展していくこと、これが大事なのでと私は思っております。

それを申し上げた上で、拠点滞在型観光について申し上げますと、おっしゃるとおり、三重県は観光魅力にとっても富んでいるええところなんですけれども、ただ、残念ながら、三重県の平均宿泊日数というのは全国が1.33に対して1.20、これは議員御指摘のとおりであります。これを分析、これからしっかりとしていかなあかんのですが、実はメリットの裏返しみたいなのところもありまして、三重県の観光客は3分の1ぐらいが中京圏から、3分の1が近畿圏から来ます。したがって、三重県全体の観光客数は割と多いです。多いんですけど、近場から来てくれるので、あまり宿泊しないというところが、実はそのメリットの裏返しのところがあるんですね。

だけど、これをまた変えていかないかん。メリットはメリットで維持したまま、デメリットをどう変えていくかということがポイントになってくると思います。

先日、観光に関するシンポジウムを私どもやらせていただきました。そこで観光の有識者の方から御意見をいただいたのは、これからの観光は、多くの人に来てもらうのも大事なんですけれども、消費をしてくれるラグジュアリートラベラーの人に来てもらうという視点も非常に重要であると。そのときに、ラグジュアリートラベラー、お金をたくさん使ってくれる人たちは今まではステータス型の豪華な旅というのを求めていたんです。だんだん変わってきていて、本物志向の体験型の旅を志向するようになってきているということです。それについては、三重県は、体験がいろいろできます。海もあります、山もあります、産業もありますということで、すごく優位性を持っているという評価もいただいております。

多くの観光客が来れば、この観光の経済的波及効果をさらに大きく及ぼしていく必要があると思います。単に観光産業だけではなくて、議員も御指摘



いただきましたけど、農業であるとか、あるいは産業観光という意味で産業であるとか、あるいは文化観光という文化施設、こういうところにも経済的な波及効果を及ぼしていく必要があると思います。それこそが、滞在型観光が目指している効果であります。

今、観光客は、かつての爆買いと言われたモノ消費からコト消費、体験型の消費に移ってきています。本物の体験をしたいという気持ちを持った観光客が多数おります。そうした人たちを本物の観光地がある三重県に呼んでくるとするのが大事であろうと考えます。

昨年の3月、三重県の観光誘客推進本部を設置いたしまして、観光振興に全庁を挙げて取り組むということでやってきております。そういう意味では、観光局だけではなくて、農林水産部もそうですし、雇用経済部もそうですし、文化担当の部局もそうであります。そういったところが一緒になって、三重県の観光地を、それは南の地域も、北の地域も、伊賀の地域も全部発展していくように考えていきたいと考えているところでございます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 先ほど、知事が言われましたように、三重県全体が発展する観光というのが一番いいと考えています。

私はどうしても南北地域格差ということを出して物をしゃべりますが、最終的には、三重県から都市部であるとか、そういうところに出ていく若い人たちが、観光地を大きな起爆剤をもとにとどまれば一番いいと思っています。

それがあって、この観光政策を進めていただいた知事が、将来、やっぱり一見知事が頑張って観光政策をやったので三重県の若い子らは地元にとどまっておるわって言われるような観光政策をぜひともお願いしたいと思いません。

観光政策については、あと2点あります。よろしくお願いいたします。

続きまして、道路標識の役割と観光についてお伺いいたします。

今回の観光地政策の中に、県警察への対策を入れた理由は、観光地政策で

県が全国でも有数の観光地を目指す、また、外国からの観光客に三重県を選んでもらうには、県のどの部署からも真剣に観光政策に参加してもらい、オール三重で取り組まなければならない思いから、あえて県警察の取組ということでお伺いいたします。

交通標識問題についてお伺いいたします。交通事故を未然に防ぐための規制、危険箇所への警戒喚起、指示・案内による交通の円滑化などを目的に設置されています。利用者にルールを認識してもらい、そして、大事な命を守るためには、なくてはならないものであります。

旅行に出かけて思うことは、文化や歴史や自然環境など多くの感動があり、やはり旅行はいいなと思うことがあります。そこに人々とのふれあいがあれば、なおさらです。

そして、観光客の皆さんが思うことの中に、この観光地はトイレがきれい、道路もごみが落ちていない、道路の樹木がきれいに整理されている。なぜか気持ちが落ち着きます。

そこで、道路に点在をする道路標識の管理についてお伺いしたいと思っています。この写真は、（パネルを示す）道路標識であります。本来、今申し上げたように交通安全を喚起するための表示であります、なかなか管理されていないところがあるように思われます。

道路の横断歩道や白線等については、一定の決まりを設けて、剥離度に合わせて見直しをする時期が定められ、県下の道路白線剥離件数は減少しているように感じます。

道路標識は、交通安全を確保するために必要だから設置するものです。設置後の管理基準はあるのでしょうか。定期的に掃除をすとか、見づらくなったものを交換すとか、樹木などで見づらくなったら樹木を伐採すなど、道路標識の管理に関する規定並びに今後の道路標識の整備対策についてお伺いいたします。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） 道路標識の設置後の管理状況についてお尋ねがご

ございました。

中瀬議員御提示の写真を拝見いたしまして、これまでも取り組んできたところではありますが、改めて経年劣化により視認性が低下している路側標識等が多数あることに思いを致した次第でございます。

今回いただいた御指摘を踏まえまして、今後さらに交通安全施設等の老朽化対策について重要課題として取り組んでまいります。

なお、路側標識につきましては、現在県内に約10万7100本ございまして、日常の勤務を通じて随時点検を実施しているほか、年1回の定期点検も実施しているところでございます。

点検では、支柱の、柱でございますが、腐食状況、基礎部分の亀裂・劣化、標識板の退色、色あせ、剝離等について確認するように指示をしております。こうした点検結果に基づいて、緊急性や必要性を判断いたしまして、限られた予算の中ではございますけれども、順次更新してきておりまして、今年度はさらに取組を強化して、1200本の標識の更新を予定しております。

いずれにいたしましても、路側標識はもとより、横断歩道のほか実線、停止線等の道路標示の塗り替え、その他等々につきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

**○3番（中瀬信之）** 道路標識は、地元の皆さんはもとより、観光で来られる方は様々な標識を頼りとしているところがあります。観光客が増えればおのずから道路標識の役割が増えると考えています。観光客の皆さんや地元の皆さんが安心して通行ができる、車を運転する人から見れば、案内板や交通標識はまず正確に読み取れることが重要であります。安全を重視するならば、早期に道路標識に対して、実効力ある基準をつくるべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

国内有数の観光地を目指す地域において欠けているものの一つに道路標識があると言われぬように、切にお願いするものであります。

先ほど、予算ということを言われましたが、知事、予算が問題で標識がで

きないということでは駄目だと思いますので、その辺は適切な判断をお願いしたいと思います。

続いて、観光政策の中の3点目の質問に入りたいと思います。

令和3年5月31日に、千葉県銚子駅から和歌山県加太港までの1487キロメートル、三重県内約300キロメートルの太平洋岸自転車道が第2次ナショナルサイクルルートに指定されました。

現在日本では、第1次、第2次を含め、計6ルートが指定を受けています。第1次では、しまなみ海道サイクリングロード、滋賀県のビワイチ、つくば霞ヶ浦りんろ道路と、今回指定を受けた富山湾岸サイクリングコース、北海道のトカプチ400、そして太平洋岸自転車道であります。

写真を2枚御覧いただけるかと思います。

(パネルを示す) 千葉県の銚子港から和歌山県の加太港までの道のりです。約1400キロメートルあります。三重県は、鳥羽市のフェリー港から2路線に分けて、熊野市を経て和歌山県に入るところです。

(パネルを示す) もう1点、これが県内の道路です。今、申し上げたように、鳥羽港に着いて、志摩半島に行って、また戻って、南伊勢町を通過して紀伊長島に行く。もう1点は、鳥羽市から伊勢市、度会町、大紀町、国道42号を通過して、紀伊長島に行って、熊野市を経て和歌山県へ行く道路であります。

私は、なかなかこのサイクリングロードということが分からなかったんですが、中でも、見てみますと、広島県と愛媛県を結ぶしまなみ海道サイクリングロードというのはとても有名で、全国でも、2018年の実績になりますが、サイクリングロードの利用実績は約33万2000人が来られた。そのうちレンタルサイクルの貸出数が13万台を超えたとあります。

今回の認定を受けた太平洋岸自転車道の認知度は全国的にはまだまだだと思っていますが、今回の知事提案説明にあるように、インバウンドにも対応した拠点滞在型の観光を進める上で大きな役割を担うと希望を膨らませているところでもあります。

今月の3日から、自転車ごとそのまま一緒に乗れるサイクルトレインが伊

勢志摩地方の近鉄線で運行されるようになりました。太平洋岸自転車道の持つ魅力と自転車の快適性を合わせれば、長期滞在に向けた観光政策の大きな柱となるように感じます。

以前、一般質問をされた、今、名張市長の北川さんがタンデム自転車の導入ということで、議会で言われたことがありましたが、自転車のレンタルなどを併せて考えれば、より楽しい観光の一つになると思います。

何より重要なことは、安全で快適に走れる道路が必要になります。

昨年、ナショナルサイクルルートに指定された現状の道路状況を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）サイクリングロードには、このような看板とか、道には自転車のマークや青い矢羽根というらしいのですが、こういうもので道の案内をしていただいています。右の写真は、相差しに新しくできた、この看板のところに自転車をつり下げて、中にはトイレ等の設備があって、快適に過ごせるものとなっています。こういう施設がなければ、このサイクリングロードというのはなかなか運用ができないということを伺っています。

今、見ていただいた中で、もう1枚の写真を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは、本来であれば昨年に指定を受けた道路であります。左端は矢羽根と言われる矢印が半分薄れておる、剥げておるといような状況で読み取れない。真ん中の写真は、自転車のマークとか、矢印が分からない状況になっています。右端の写真は、道路に雑草がはみ出ている、自転車がなかなか通るのが難しいなということと、サイクリングは、自転車道はタイヤも非常に細くて、道路に今ありましたようにわだちがあると非常に危険なんだ、ハンドルを取られて転倒の危険があるということ、以前、ツーリングを楽しんでいる方から聞いたことがあります。

道路整備も重要なポイントとなります。それと、行き先を案内する案内板や矢羽根などの点検も重要な要素となります。道路管理及び案内板の整備及び将来のナショナルサイクルルートの取組についてお伺いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） 太平洋岸自転車道の取組についての御質問に回答いたします。

太平洋岸自転車道については、議員御指摘のとおり、令和3年にナショナルサイクルルートに指定されておりまして、三重県内では約300キロメートルの延長があります。

ナショナルサイクルルート制度は、世界に誇り得るサイクリングルートとして、国内外にPRを行い、サイクルツーリズムを強力に推進していくことを目的としており、この取組が拠点滞在型観光の一つにつながるものと考えております。

そのためには、安全で快適な自転車通行空間の確保、受入環境の整備に取り組むとともに、サイクリングが楽しめる魅力づくりを地域と連携しながら盛り上げていく必要があります。

この受入環境の整備についてですが、まずハード面の取組として、自転車通行空間を確保するため、自転車が通行する位置と方向を分かりやすくする、先ほど写真でもありました矢羽根などの路面表示や案内看板など、一連の施設整備を令和2年度までに実施しております。今年度については、伊勢市内で矢羽根の増設を実施し、自転車通行空間の充実を図っております。

次に、ソフト面の取組として、沿線市町の地域ルートと連携し、より回遊性を高めることでさらなる集客につなげていくため、国や沿線市町との関係者とともに、新たな地域ルートの発掘に取り組んでおります。また、SNSを活用して、海や山の自然的景観や歴史的、文化的要素を持つ太平洋岸自転車道の魅力を紹介する動画の配信にも取り組んでおります。

今後の取組として、太平洋岸自転車道の利用促進を図るため、引き続き、先ほどの路面標示や案内看板の増設など、施設整備のさらなる充実を図っていきます。あわせて、先ほど写真でも御指摘がありました維持管理についてでございますが、適切な維持管理というのは非常に重要でありますので、定期的に路面標示の状況を確認し、剝離の進んだ矢羽根などの修繕を着実に進めていきます。また、舗装修繕や除草についても、現地の状況に応じて適切に

維持管理を行い、引き続き安全で快適な自転車通行空間の確保に努めていきます。

ソフト面の取組についても、サイクルツーリズムを推進し、拠点滞在型観光につなげるため、国や沿線市町など様々な関係機関と連携して国内外からの観光誘客や効果的な情報発信等について検討を行いながら、受入環境の整備や魅力づくりに地域とともに取り組んでまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 今、部長が言われたようにナショナルサイクルルートということで、国内外から非常に評価されれば、自転車に乗って観光したいわという人が来ると想定できると思います。

全国で本当に有数の観光地を目指す上で、この自転車道が、三重県だけの300キロメートルだけでもすごいと言われるような体制を取っていただきたいなと思っています。

事前にちょっと聞いたところによると、ナショナルサイクルルートが指定要件を満たさなくなった場合は、指定を取り消すということをお伺いしています。

厳しい五つの要件があるということです。走行環境、今言ったように道路の問題とかそういうことになると思います。受入環境、これは宿であったり、トイレであったり、様々あると思います。情報発信、これいかなる発信をしていくのか。取組、どんな取組を各市町としていくんだというようなことがあると思います。これらをクリアして、指定を受けて、今回のルートがあると思っていますので、よりよい環境整備に向けて取組を強化していただきたいと思います。

拠点滞在型観光地を目指す当県にとって欠かすことのできないツールの一つになる可能性がナショナルサイクルルートにはあると確信していますので、まずは目につく要件の一つである走行環境を整えるために、道路整備や案内板の適切な管理を要望し、太平洋岸自転車道の質問を終わります。

3点目、最後の質問になります。スポーツ振興についてということでお伺

いたします。

これは来年度以降の選手強化対策ということが主な内容であります。

三重とこわか国体・三重とこわか大会は、開催の中止と延期開催も中止となりました。県民をはじめ、大変残念な思いをされた関係者の方も多くおられると思います。

栃木県で開催される、いちご一会とちぎ国体が3日後の10月1日に開幕します。三重県選手団は、三重とこわか国体に向け強化された各種スポーツ団体のメンバーは、精鋭ぞろいだと思います。栃木国体で想定した10位以内を目標に、熱戦が期待されています。三重とこわか国体に向け強化された競技力向上は、すぐには消えるものではありません。大いに期待するところであります。

知事就任直後に国体の中止を決断し、スポーツ熱が冷めるのではないかと危惧をいたしました。今年の栃木国体での10位以内の目標を掲げ、各競技団体への予算も盛り込んだ形となっています。今年、一見県政にとって新たな三重のスポーツの幕開けと私は捉えています。

スポーツ全体の強化や地域スポーツの発展は、地域の活性化や健康に大きく寄与すると考えています。三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けられた期待をこの先も持ち続けることは、県民にとっても、スポーツ関係者にとっても、大きな希望へとつながると考えています。

先ほど申し上げましたが、令和4年度予算は、栃木国体の上位10位以内を目標に掲げた予算編成であったと考えています。選手強化は一朝一夕にはできるのではなく、日々の積み重ねが大きな結果につながると考えています。

三重県では、昭和50年の第30回国体の開催により、スポーツの強豪県でなかった三重県が大きく飛躍した大会であったと考えています。まさしく国体のレガシーが今の三重県のスポーツに寄与していると考えています。

昨年の東京オリンピックでは、レスリングの向田選手の金メダル、フェンシングの山田選手の金メダルなど、また、先般ベオグラードで行われたレスリングの世界選手権で、いなべ総合高校出身の成國選手が金メダルを獲得し、



三重県出身の志土地選手、これは旧姓であります。向田選手が55キログラム級で金メダルを東京オリンピックに続き獲得いたしました。なお、成國選手は、栃木国体にも三重県選手として今回参加していただいています。

スポーツが強化され、盛んになると選手層も厚くなり、トップアスリートと言われる選手はますます多くなります。よって選手たちも、遠征費や強化試合など、今まで以上に行動範囲が増えますし、予算も拡大します。県予算が増加する傾向にあることは、県のアスリート強化が成功している証拠であると考えます。大いに予算拡大を喜んでいただけたと思います。

競技スポーツの重要業績評価指標K P I の令和8年度目標は、国民体育大会の男女総合成績を10位台、全国大会の入賞者数を今の70件から165件、パラアスリートの全国大会の入賞者数を今の35件から41件、県営スポーツ施設年間利用数を今の55万5035人から102万人へと大きく増加しています。

私はこのようにK P I も設定し、スポーツ強化策を充実させていくには、来年度以降の強化予算の確保も含め、指導者の充実や各種競技別の強化策にしっかりと対応すべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

〔山川晴久地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

**○地域連携部スポーツ推進局長（山川晴久）** 選手強化対策について御答弁申し上げます。

これまで、三重とこわか国体に向けて、競技力向上対策本部を中心に、ジュニア・少年選手、成年選手、指導者といったターゲットごとに強化策を立て、計画的かつ戦略的に選手の活動を支援してきました。例えば、大会本番を想定した、格上の相手や強豪チームとの強化練習など、実践的な取組に加えて、専門スタッフをチームに派遣し、選手が実力どおりのパフォーマンスを発揮できるようコンディションの調整を図るなど、選手やチームをトータルで支援しています。

さらに、中長期的な観点から、競技力を安定的に維持するには、選手の可能性を引き出す優れた指導者の養成と人数の確保が不可欠です。このため、指導者の資質向上に加え、指導者を育成する指導者の養成も行い、人材の拡

充に取り組んでいます。

こうした強化策により、本県選手は着実に実力を高めています。

その結果、令和4年度のインターハイの入賞件数が過去最高の61件となり、ソフトテニスやウエートリフティングなどの種目でも優勝するなど、成果を上げています。

また、議員から御紹介のありました今年のレスリング世界選手権において、成國大志選手や、志土地真優、旧姓向田真優選手が優勝を果たすなど、レスリングは本県のお家芸ともなっています。

今週末の10月1日には、いよいよ3年ぶりに、栃木国体が開幕します。栃木国体では、チームみえが一丸となって完成度を高めてきた技術やチーム力を発揮し、男女総合成績10位以内の目標達成を目指します。

今後も、競技力向上対策本部を牽引役とし、これまで培った競技力向上のノウハウを生かしながら、みえ元気プランで設定した目標を達成するとともに、競技力の維持・向上を図ることができるよう、必要な予算の確保に努めてまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされた三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて選手強化を図ってきた。その結果が今にあると思っています。今が最高の状況ではないかなと思っています。

今までしっかりと国体に向け蓄えてきた選手強化をレガシーとして、今後の三重県スポーツの発展に生かすために、三重とこわか国体の中止を決定したすぐではありますが、関係者の協議も含めて、間もなく、国体の全国の2巡目の開催が終了時期を迎えるようになっていきます。

そういう中で、3巡目に入る前に、三重県開催の国体、全国障害者スポーツ大会が早期にできるように、積極的な取組を要望したいと思っています。

まだちょっと時間がありますので、選手強化をしていく上で、どんどんどんどん大きな大会があつて、それに向かって選手強化をすると、いい選手と

というのはたくさん出てきます。そういう中で、どうしても予算的なことに入っていくと思いますが、予算を削ると、必ず選手強化策というのは、やはり下火になっていくと考えています。そういう認識がとおりになるのか、お伺いしたいなと思います。

○地域連携部スポーツ推進局長（山川晴久） 予算的なところは、そういった部分も出てくるかも分かりませんが、できるだけ予算を確保できるように、あとまた、限られた予算をできるだけ効率的に運用できるように、スポーツ推進局としても取り組んでいきたいと思っています。

できるだけ効果・効率的に、選手強化対策ということで取り組んでまいりたいと思っています。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） ありがとうございます。

やはり選手強化をしていこうと思うと、予算という側面から、しっかりと応援していただかないと駄目だと思っています。そういう面では、しっかりと、今まで築き上げたレガシーが崩れないように支援をお願いしたいなと思っています。

今日は、大きくは3点の質問をさせていただきました。

地域交通に関わることは、本来、知事の得意分野であると思いますが、本日は答弁のほうはお願いいたしませんでした。ぜひとも、地方に住むみんなが、これは南部地域だけじゃなくて、都市部に住む、中心市街に住む以外の方というのは、必ず不便を感じていると思っています。そういう方が、少しでも地域に残れるようにお願いしたいという思いがあります。

それと、2点目の観光を目指す中で、1点、時間の関係があつて、これを言おうかなという思いがあつたので、少しだけお伝えしておきます。

私たち、新政みえの報告会で講演いただいた兵庫県公立の芸術文化観光専門職大学、これは昨年、2021年創立の大学であります。その平田オリザ学長の講話の中で、観光政策について伺ったことがあります。

これからの観光の課題として中心的な存在が必要やと。それと回遊性を上

げていくことがもちろん必要だ。1泊2食の観光モデルの限界に来ている。そして、海外からの富裕層の長期滞在国際観光都市への発展も必要だ。そしてその中には、昼のスポーツ競技であったり、夜のアートが必要と言われていきます。

そういうアート、芸術というんですか、そういうことが三重県の計画の中にはそういう文言が入っておりませんので、そういうことも、また一つ、考えていただいて、観光をしていく上では、やはり古くからの文化芸術だけではなくて、そういうことも必要だということも考えていただきたいなということをつけ加えさせていただきます。

まだ時間がありますが、これで本日の一般質問を終結させていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

## 休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。31番 服部富男議員。

〔31番 服部富男議員登壇・拍手〕

○31番（服部富男） 改めまして、こんにちは。

質問に入らせていただく前に、一言お話をさせていただきたいと思います。昨日、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬儀が行われました。粛々と厳粛のう

ちにお納めをいただいたわけでございます。私も、衷心より、哀悼の誠をささげたいと思っております。

国葬儀は、反対、賛成、いろいろと両論あろうかと思います。がしかし、葬儀の間だけでも、シュプレヒコール、そしてまたデモによる大きな声で騒ぐこと、私はテレビを見させていただいて非常に残念な思いでございます。

反対するのは、民主主義にももちろんかなうものかも分かりません。そして、賛成することも、民主主義なのかも分かりません。大きな声で叫ぶことも許されるのか分かりませんが、故人に、亡くなった方に対して、本当に非礼な言葉を発する方々があったことを本当に残念に思っております。

私も、自由民主党の県議団として、我々は、本来の民主主義をしっかりと考えていこうと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○31番（服部富男） それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきたいと思います。

第1項目として、次世代モビリティ等の活用についてでございます。

次世代モビリティとは、皆さん御存じのように、人口減少と高齢化社会への対応として、また、自動走行技術の急速な開発によって、社会の変化が新しいモビリティ、移動手段を必要とし、同時に技術改革が都市と生活を変えていく、これが次世代モビリティということであります。

今、県の事業の予算を令和2年度、令和3年度と見させていただきました。

令和3年度だけ申し上げますと、桑名市の次世代モビリティ推進事業、これは次世代モビリティ等を活用した補助事業でございます。そして、南伊勢町の町営バスの福祉分野との連携も行われました。そして、菰野町の地域公共交通会議も次世代モビリティ等の活用で補助対象として予算をいただいたようでございます。そして昨年度は、四日市市の「まちなかの次世代モビリティ実証実験2nd in 四日市」も次世代モビリティの活用の補助をいただいております。

四日市市で今行われているまちなかモビリティ、（チラシを示す）9月22

日から10月16日に、近鉄四日市駅、そしてまた、JR四日市駅を、この中央通りという大きな道路がございます。クスノキの遊歩道もございます。そういったところの再開発を四日市市が考えておられるというようなことで、私もこの自動運転のバスに乗らせていただきました。（パネルを示す）これが四日市市役所、9月22日にこのバスに乗せていただいたわけであります。

そして、私の横、右側に見えるのが、四日市市議会議長の森康哲さん。2人で行かせていただきました。

続きまして、（パネルを示す）これは、今の自動運転の実証実験のバスの中であります。実際のシートは11人ということで、定員は15名でしたか、16名でしたか。だけど、座席が11名しかありませんもんですから、そういったところでちょっと写真を撮らせていただいて、四日市市役所から、JR四日市駅、そしてまた近鉄四日市駅という形で、約3.2キロメートルを一緒に乗せていただいてきました。

そんな中で、今、四日市市としては、私、四日市市のことばかりしゃべっておりますけど、三重郡と四日市市というのは昔からのブロックといいますか、三四ブロックということで、三重郡と四日市市は本当に深いつながりがあるわけであります。

そんな中で、四日市市の自動運転を私が質問するということをお話ししましたら、我が会派の津田議員が、ちょうど4年前に、平成30年2月に群馬大学の協力を得て、四日市市の笹川団地でこの実証実験をされたということで、私が一番最初にしたんだよ三重県で、というようなお話があったものですから、それを津田議員はちょっと言ってもらわないことには困るなということでもございました。

それを受けまして、四日市市議会の方たちが、この自動運転に対してしっかりと取り組んでいこうということをおっしゃったわけでもございまして、そんな中で令和4年度は、実際に次世代モビリティ等の活用の取組でどのように成果を、今後の進め方をしっかりと聞かせていただきたいんですが、どうぞ部長、よろしく御答弁をお願いします。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（後田和也） 次世代モビリティ等の活用についての取組と今後の進め方ということで御質問をいただきました。

県民の皆さんの日常生活を支える地域公共交通については、人口減少等により利用者が減少するなど、また、バスの運転手不足という問題などもありまして、運行が維持できないことが懸念されております。

一方で、自動車運転免許証の返納件数が増加傾向となっておりまして、移動手段の確保が求められているという状況でございます。

このような中、自宅から駅でありますとかバス停、そういったところまでの移動でありますとか、町なかの移動手段を求める声があることから、県内市町の中では、自動運転を活用する、Ma a Sと呼ばれる技術を活用する、A I 配車システムを活用する、こういったことなどの新しい技術を活用することでそうした移動ニーズに応えていく取組の必要性が高まっております。

県では、御紹介いただきましたように、令和2年度から自動運転車両など次世代モビリティ等の活用により、移動手段を確保するために市町が行う実証実験について、モデル事業として選定し支援してきたところでございます。

自動運転につきましては、議員から御紹介いただきました四日市市、これは駅周辺をゆっくり回遊するための移動手段として、まちづくりの一環としてこういうものを利用しようというものでございます。

また、桑名市では、郊外型団地での公共交通の維持という目的で自動運転をされているということもございます。

Ma a Sにつきましては、これも議員から御紹介いただきました菰野町の取組でありますとか、A I 配車システムでいいますと、亀山市とか、紀北町、こういったところで効果検証の実証実験を行っているということで、そういったものに対して支援を行ってきたところでございます。

こういうモデル事業の成果といたしまして、地域での本格運行に向けた検証でありますとか、運行の定着につながってきているということに加えてまして、自動運転の実証では将来の運転手無人化を見据えたレベルアップを図る

などノウハウを蓄積してきております。

また、課題としましては、利用していただく高齢者の方が、なかなかスマートフォンで予約するとかという部分についてハードルが高くて、利用方法をどう分かりやすく周知するかというようなことが課題になっております。

また、自動運転などの取組を充実させていくためには、より高度な技術の活用が必要であるということが明らかにもなってきております。

引き続き、県は、地域とも連携をしまして、そうした高齢者などの利用者の利用へのサポートなどを行うとともに、自動運転など最新技術の動向も注視しながら、交通空白地の課題解決に向けた取組を支援していきたいと考えております。

また、これまでのモデル事業の成果や課題を共有しまして、各市町への助言でありますとか専門家派遣を行うことで、水平展開も図りながら移動手段の確保を進めていきたいと考えております。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） どうも御答弁ありがとうございました。

この四日市市のモビリティの催しというのは、中央通りのにぎわいを創出する社会実験ということで、中央通りを、四日市市としては都市計画の再開発のところに位置づけております。特に四日市市は、これは「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画の中ということなんですけど、最終的には、第2期中間取りまとめを今をやっておられる状況の中で、将来、令和9年、令和11年に名古屋へリニア中央新幹線が開通、動き出してくる。そういったところを見据えた状況で、この四日市市にはにぎわいを創出していこう、四日市市の周辺の市町をしっかりと四日市のところにも協力しながら集めていただこうじゃないか。これはやっぱり、今のリニアモーターカーの名古屋開通というものを見越した都市計画づくりであるとも考えております。

特に、今四日市市のことばかりしゃべっていますが、魅力あるまちの空間と使い方をデザインする、（広報よっかいち号外を示す）これは今の中央通りの再開発の計画の号外なんですけど、実際にリニアモーターカーが令和9年



か令和12年、11年に開通する、名古屋まで来るんだ、そしてまた、そこから大阪まで行くんだ、2037年にこれが開通するんだというような、やはり近隣の市町がリニア中央新幹線の開通というものに非常に期待しながら、知事もおっしゃってみえましたが、実際に今回の9月の知事提案説明の中にもリニアモーターカーの部分の記述もあります。リニア中央新幹線の開業などにより、三重県は成長のコリドー、すなわち、大都市圏を結び日本の成長・発展を牽引する広域交通ネットワークの一翼を担う地域として飛躍的に発展していく可能性がある、知事から提案説明を受けました。

私も、これは当然、去年も亀山市の中で予定しておりました三つの駅舎の計画、こういったところも、知事にもお話をさせていただいて、堂々と亀山を話してくださいよということをお願いさせていただきました。

この近隣の四日市市、そして前も言いましたけど鈴鹿市、そして三重郡、そして伊賀市、名張市といった亀山市を中心としたリニア中央新幹線の最終的な開通、そういったものを見据えた、私は、知事提案説明にありますように、今こそ亀山市や鈴鹿市や四日市市、そして三重郡、そういったところも含めて、伊賀市も含めて、名張市も含めて、やはり連携を取って、どのように市町が都市計画を進めていくのか。

私は今回、防災県土整備企業常任委員会に配属されておりますものですから、都市計画づくりとかそういったものには質問で触れるわけにいかないものですから、将来を見据えて、知事にもお願いさせていただきたいと考えております。どうかよろしく願い申し上げたいと思います。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

次は、水田農業振興ということを質問させていただきたいと思います。

1項目めの米価格下落や肥料価格高騰への対応ということで、今回の議案として、補正予算として、今、4億300万円が肥料に充てられるという形で9月15日に提出いただいております。今さら、これは質問がおかしいんじゃないかと言われる方もあるか分かりませんが、この肥料価格高騰への対応をちょっと聞かせていただきたいと思います。

今、ウクライナとロシア、ロシアが一方向的に攻め入ってきて、ウクライナが非常に厳しい状況でもございます。そういった中でヨーロッパ、そしてまた我々日本でも燃料価格の高騰、そしてまた飼料やそういったものに対する製品の高騰が非常に著しい状況でもございます。

そんな中で、今、米価の問題にしても、令和元年には1万5716円あったものが、令和2年には1万4529円、これは60キログラムを単位としての金額でございますけれども、令和3年、昨年は1万2860円と、千何がり下がってきておるわけでございます。

まだまだこれから需要が必要な部分というのがあって、今回、台風が11号から12号、そしてまた17号が今来ていますけど、そういった中で、九州やそして新潟県が、この豪雨によって、非常に水田が荒らされてしまった。宮崎県も特にそうだと思います。

だから、今、米が非常に少ないから、出来高が少なくなるだろうということを予想して、少し値段が上がったように思っています。

ちょっとその資料がここにはないものですから申し訳ないんですが、やはり主食用の米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にもありますし、販売価格についてもまだまだ不透明さが残る、そして令和3年度は下がってきて、そして令和4年度、来年度は少し上がるかなと思うんですが、それは需要があっても生産が追いつかない、少ないから値段が上がる、価格が上がるんだろうと私は理解しておるんですけど、間違いかも分かりません。

だけど、やはり農家は、そういった肥料の助成、そして燃料の助成、それが非常に大事な状況でありまして、このままでは、作付の計画どおりに生産したとしても、生産コストがかさみ、生産者の懸命の努力が報われなくなるのではないかと危惧するところであります。

将来にわたって本県の水田農業が継続されるよう、今苦境にある生産者をしっかりと支えていかなければならない。そこで、お伺いさせていただきたいと思います。

米価下落や肥料価格高騰の影響を受ける水田農業生産者を支えるため、県

はどのように取り組んでいかれるのか、答弁をお願いしたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、米価の低迷や肥料価格高騰の影響を受ける農家の経営を支えるための取組についてお答えいたします。

人口減少や食の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症による外食需要の減少で、米の消費量は減少しております。このため、全国的に米余りの状況が続いており、米価の低迷から農家の経営は厳しさを増しております。

県では、米価の回復と安定に向けて市町やJAグループなどと連携しながら、主食用米の生産調整として、麦や大豆など他作物への作付転換を促進するとともに、農家の収入減少を補填する国の収入保険制度等への加入を促進するなど、農家の経営安定を図っているところです。

一方で、世界的な化学肥料の需要の増大やウクライナ情勢等により、化学肥料の小売価格が急騰しております。

こうした中、国では海外の化学肥料原料の調達先の確保に肥料メーカーと連携して取り組んでいるほか、化学肥料の使用量の低減に一定程度取り組む農家を対象として、肥料の値上がり分の70%を補填する事業を本年8月に開始したところです。

県においても農家の負担をさらに軽減するため、国が補填した残りの30%のうち、その半分を補填する事業を9月補正予算において提案しているところです。

今後は、支援を求める全ての農家がこの事業を活用できるよう、市町やJAグループ、肥料販売事業者と連携しながら、事業の周知や活用に向けたサポートにしっかりと取り組み、農家の経営安定を図ってまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

肥料価格高騰対策について、しっかりと生産者に寄り添った支援をお願いさせていただきたいと思います。

次の三重県産米の消費拡大についてに移らせていただきます。

水田農業振興に当たっては、需給バランスの安定を図る一方で、生産された米が売れ、多くの方に食べていただけるよう、消費拡大に取り組むことが重要であると、これはもちろん、今もお話しもさせていただきましたが、人口減少や食生活の多様化で米の消費量は減少しており、量販店には全国の米が並んでいる中、消費者が三重県産米の価値を感じて食べていただくための取組が非常に必要であるんだろうと考えております。

そこでお伺いさせていただきたいのですが、三重県産米の消費拡大に向け、県はどのように取り組んでいかれるのか、御答弁をお願いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） では、三重県産米の消費拡大に向けた取組についてお答えいたします。

全国的な米余りが続く中、県内のスーパーなど小売店には、県外産米の商品が流入してきており、県産米との販売競争が激化しております。

このため、県産米の販売促進に向け、県やJAなどの集荷業者、卸売業者などで構成するみえの米ブランド化推進会議が中心となり、消費者が最も購入する機会の多いスーパーにおける新米や無洗米の販売促進キャンペーン、需要が高まっている弁当などの中食事業者や企業の食堂、外食事業者への県産米利用の働きかけ、学校給食における県産ブランド米、結びの神の導入推進に取り組んできたところです。

また、昨年12月に締結した、県と株式会社ポケモンとの包括連携協定に基づき、無洗米、結びの神を活用したコラボ商品の開発・販売にも取り組んでおり、幅広い消費者層への県産米の浸透を図っているところです。

さらに、消費者のライフスタイルの変化に対応するため、県内の卸売業者が中心となって、結びの神と伊賀米コシヒカリについてパック御飯を販売してきたところです。

加えて、今年度から県内の外食事業者や宿泊事業者をアンバサダーに任命し、県内外から訪れるそれぞれのお客様に対し、県産米のおいしさやお米を食べる意義などをPRしていただく取組を進めています。

今後も引き続き、みえの米ブランド化推進会議が中心となり、県内だけでなく、首都圏と関西圏において、結びの神や伊賀米コシヒカリなどの消費者への認知度向上を図りながら、様々なサプライチェーンを構築することで県産米の消費拡大につなげてまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） どうも御答弁ありがとうございました。

水田農家の振興というものをこれからも、どうか部長、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の項目に移らせていただきたいと思います。

カンキツの振興についてであります。

私は三重県の議員で構成いたします三重県果樹振興議員連盟の一員として、8月18日でしたか、御浜町へ行かせていただいて研修をさせていただきました。西場会長の下、しっかりとした研修であったと私も感謝しております。

令和4年度の研修会ということで、御浜町の三重県農業研究所紀南果樹研究室で関係者の皆さんとの意見交換、そしてまた、御浜町農業団地センターで地元生産者との意見交換ということで、研修会での意見交換をさせていただいてきたわけであります。

特に、生産者の皆さんのお話では、三重県のかんきつ産地では生産者の高齢化により担い手が減少しておる、生産量が減少している、こういった課題もやはりあるわけでありまして、一方で、かんきつの需要は全国的に非常に高いので、しっかり生産することができれば、よい価格で売れる状況にもなるのではないかという希望もあります。

生産者の関係団体の方は、需要に対応した品種の生産拡大、生産の省力化、経営規模の拡大などが課題だと考えておられるということでありました。

ここで、（パネルを示す）これは、我々果樹議連として、しっかりとした形でこれから振興していこうというようなところでございます。三重県果樹の概要だけちょっと説明させていただきますと、栽培面積は果樹が2555ヘクタール、うちかんきつが1411ヘクタール、全国で11番目だということであり

ました。県内のかんきつ産地と代表的品種、桑名では18.3ヘクタール、四日市では14.7ヘクタール、津は10ヘクタール、松阪は17ヘクタール、多気が50ヘクタール、南伊勢が67.3ヘクタール、紀北・尾鷲が52.4ヘクタール、だから一番多いところは三重南紀地区の789ヘクタールでありました。極早生温州ミカン、みえ紀南1号が非常に有名なところだと聞いております。

これは、（パネルを示す）果樹議連が御浜町の今のミカン農園にお邪魔してミカンの生育状況、そしてまた技術的なことも説明いただきました。特に、これは今、果樹議連のメンバーが写真に写っておりますけど、どうも私は写っていないようでございます。一番後ろ、カメラの後ろにいたものですから駄目みたいです。写っていませんでしたね。

令和5年、来年ですけれども、全国カンキツ研究大会が三重県で開催される予定であるというところで、今の御浜町や金山パイロットファームへ全国の方が見学にみえる。こういったところで来年8月には、非常に多くの県外の方、全国の方が御浜町にみえるわけでございます。

本大会を契機として、三重県のかんきつ振興を一層発展させなければいけない。これらの課題にしっかりと取り組んでいかなければいけないと我々も考えております。

そこでお伺いいたします。三重県のかんきつの振興に向けて、県はどのように取り組むのか御答弁をお願いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、かんきつの振興に向けた県の取組についてお答えいたします。

全国のかんきつ産地では、生産農家の組織化や法人化、また、そうした法人等による経営規模の拡大が進み始めているものの、その件数は少なく、大部分を占めている高齢農家の廃業や経営規模の縮小が進行しております。

こうしたことから、供給が需要を満たさなくなってきており、高品質なかんきつの供給量を維持・拡大していくためには、省力化に向けたスマート技術の導入と需要に応じた売れる商品づくりを進めながら、農家の規模拡大を

図り、組織化や法人化につなげていくことが必要と考えています。

そのため、県ではスマート技術を導入し、農家による一次選別の手間を省く、高性能カメラセンサーによるプレ選果の実証試験、作業の省力化と夏の太陽光による果実の日焼け防止に向けた、気象データと連携して細かな霧状の散水が可能となるマイクロスプリンクラーの実証試験、作業の省力化が図られる園地整備に取り組んでいるところです。

また、売れる商品づくりに向け、老朽園地などを対象に、県農業研究所が開発したみえ紀南1号をはじめとした優良品種への改植、土の表面を覆い、水分を制限するマルチドリップ栽培による糖度が高い果実の生産の拡大、首都圏の果物専門店におけるPRなどみえの一番星のブランド化を進めています。

さらに、来年8月に本県で開催される全国カンキツ研究大会を契機として、そこで得られた全国のかんきつ主産県における取組の情報や知見などを生かしながら、今後も引き続きスマート技術の導入や販売戦略の強化に取り組み、農家の経営発展を図ってまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

ちょうど全国カンキツ研究大会というのは、1999年、今から23年前に、三重県で第45回全国カンキツ研究大会が行われた、御浜町で行われたわけでございますけれども、そのときもしっかりと支援をいただいたわけでございます。

今回、令和5年の第63回全国カンキツ研究大会について、しっかりとした以前と同じような支援、そしてまた会場が二つに分かれたりいろいろしますので、そういった現地の調査、御浜町の農園ではそういういろんな課題があると思いますので、そういった課題に寄り添っていただいて、全国カンキツ研究大会の成功に向けて、県による財政面も含めた最大限の支援をお願いさせていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

時間が来ておりますので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

4番目の森林環境譲与税の活用についてでございます。

地元の菰野町も個人の所有の森林が非常に多いということもありまして、今回の台風11号、そしてまた先ほどもお話ししましたけど、9月に入って台風12号、台風16号という形で、日本列島は非常に豪雨、そしてまた土砂災害というものが頻繁に起きている、大きな被害を受けておるわけでもございません。

特に、山がやっぱり弱っているのではないかと。木が根を張っていないのではないかと。間伐もできない状況は、担い手もいない、高齢化している、そういった中で手間をかけられないのが現状でございます。

そうした中で、森林経営管理制度がスタートし、県はこの制度で市町による森林管理を支援する役割を担っていただいているわけでございます。本制度の開始から4年がたちました。市町は、森林環境譲与税を財源に、それぞれの必要に応じた森林の管理を行ってこられました。そしてまた、財源の約半分が基金に積み立てられているような状況でございます。

非常に使い勝手が悪いというような意見を、市町の町長、市長も述べられる状況でもございますが、本制度の開始から4年がたって、この財源では必要に応じた森林管理がなかなかできない、これは本当に困ったもんだな。

令和6年度から森林環境譲与税の徴収が始まります。前倒しをして、令和元年から令和5年まで、今まで森林の環境整備に対して、市町に予算を配分してきたのが国であります。そんな中で、なかなか使い勝手が悪いということは失礼ですけれども、逆に国を責めるわけではございませんが、やはり市町の状況というものはいろいろあるということも御理解いただきたいと思っております。

そんな中で、実際に森林が荒廃する、これが進まない、みえ森と緑の県民税はもちろん、また違った災害とかそういったものに対して強い森をつくろうというのでありますけれども、この森林環境譲与税というのは、個人の山や、そしてまた管理ができなくなったものを市町の行政が肩代わりをして、県と国の形で支援をもらってやっていくのが森林環境譲与税の在り方だとも



と思いますが、この市町による森林環境譲与税の活用状況について、お聞きさせていただきます。

また、市町による譲与税の一層の活用に向けて、県はどのように取り組んでおられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、市町による森林環境譲与税の活用状況、また、譲与税の一層の活用に向けた県の取組についてお答えいたします。

県内市町における令和3年度末時点での森林環境譲与税の活用状況は、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査を含む森林整備が全体の43%、公共施設整備での木材利用が9%、担い手対策が1%となっており、残り47%が活用されずに基金として積み立てられています。

こうした状況の解消は、国においても喫緊の課題とされており、本年6月には、林野庁の幹部職員が直接全国の自治体を訪問し、譲与税が活用できる森林整備の推進に係る取組リストを示しながら、その活用を働きかけたところです。

県においても、国と連携しながら、市町に対する研修会を開催するなど、譲与税の活用を働きかけてきたところであり、令和4年度分については、ほぼ全てが活用される見込みとなっています。

また、県では三重県森林協会内にみえ森林経営管理支援センターを設置し、センターのアドバイザーが各地域の林業普及指導員と連携して、市町の森林経営管理制度の推進や森林環境譲与税の活用に関する支援を行っております。

今後は、これまでの支援に加え、市町が行う森林整備事業に係る事務作業をアドバイザーが支援するなど、取組段階や課題に応じた支援内容を充実させ、森林環境譲与税のより一層の活用を図ることで、県内の森林整備を着実に進めてまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） どうも御答弁ありがとうございました。

市町としっかりと連携を取っていただいて、国の制度そのものも非常に大

事なことでございますけど、森林環境を守るためにも、どうぞ御支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ちょっと急いでおりますので、次の質問に入らせていただきたいと思いません。最後の質問に入ります。

最後の質問、道徳教育についてでございます。

三重県で、2020年1月、新型コロナ感染が確認されてから現在まで2年8か月が過ぎて、3年目を迎えております。今もなお感染が続き、第7波は収束していない状況下で、学校教育現場の授業のカリキュラムを予定どおり進めるべく、先生たちも大変な努力をいただいていると思います。

そのような状況で、道徳教育の重要性、授業時間も、年に35時間の道徳科目を組み入れる時間割を取れないんじゃないか、これは本当に心配するところでもございます。

新型コロナに感染した生徒たちに対し、ほかの児童の方がいじめや誹謗中傷などに走っているのではないかとか、そういったところも心配されるわけでございます。

これは私個人の意見として、道徳教育において、やはり情操教育、自分で考える力、そして心や人間力を育てる教育、こういったところを大事にして、道徳教育を進めていただきたいなと思っております。

ここで、ある男性が実際に体験された出来事を紹介します。和歌山県和歌山市に住む山崎浩敬さんの体験です。

先月、8月18日、フジテレビ、東海テレビの「奇跡体験！アンビリバボー」という番組を見させていただきました。「小さな手のリレーの奇跡」、番組のタイトルです。

山崎さんは、今から28年前、市役所の職員でありました。当時32歳の頃、人間ドックの検査で目に異常が見つかりました。進行すると視力低下や失明に至ると診断されたわけでございます。

それから11年後に43歳になって視力が0.01以下になり、1年間の休職を決意し、白杖、白いつえを使った訓練等歩行訓練、そしてパソコンの訓練等を

1年間し、そしてまた1年で復職されたわけでございます。会社というか市役所もやはり重要な方だということも含めて、障がい者でありながらもしっかりと働いてくれという形で通勤されていた状況なんです。

バス通勤に変わりまして、それから2年間、年がその当時45歳なんです。失明してしまって11年たって。そんな中で、息子さんが2年間、バスが同じ小学校に通学するための、息子さんが手を引いて、通勤に手を介助したというような状況であります。

息子さんも中学校に入れば、また違った方向の学校に行くものですから、山崎さん一人で通勤するのに非常に不安な状況の中でバスを待っていたわけでございます。1週間が過ぎ、10日が過ぎ、非常に苦勞、大変だな、もう役所を辞めて退職しようかなと考えておられたらしいんです。

そんな中で、ちょうどバス停に立っておられた山崎さんの横にいたただろうという小学生のお子さんが、少女が、バスが来たよ、おじさん、バスが来たよと声をかけてくれた。非常にその声が印象的で、そして、その生徒に手を引かれてバスに乗れた。そして、生徒はバスの座る場所まで案内してくれた。後で分かったことなんですけど、同じクラスの男の子がいつもバスに乗って、シートがあるんです。その男の子に、あんた、このおじさんに譲ったってよと前からお話をしてあって、そして、結構やんちゃな男の子だったらしいんですが、よし分かった、それやったらええぞ、最初から場所を取っておいてやるわというような状況でいつも座って通勤ができた。そして、その女の子と色々なお話をする。学校のことや、そして勉強のことやということ話をしながら、楽しい2年間を過ごされたらしいんです。

1人目の少女が今度は中学校に入るということで、もうお別れだねという話をしたときに、次はまた、今度会ったら、おじさんとまた手をつなぐからねという話をしながら別れたらしいんです。

そして、山崎さんは、またバス停に1人で立っていました。そんなときに、また違う女の子が、おじさん、バスが来たよ、バスが来ちゃうよと声をかけてくれて、そして、そのお子さんにまた通勤のバスに案内してもらって安全

に通勤ができた。これが2人目のお嬢さんなんです。少女なんです。そのときも、また3人目の方が現れる。これは、その子の妹が今度は小学校5年生になって、お姉ちゃんが中学校へ行った。そうしたら私が今度、山崎さんと手をつないでバスのところに案内するからね。みんなに声をかけて、どんどんどんどん輪が広がってきた状況があります。

そんないろいろと実体験を、私も今ずっと、言いたいことを書いてきたんですけど、思い出しながら話をさせていただいております。

そんな中で、山崎さんは、御自身が作文を作られまして、何だったかな、すみません。御自身が11年、2人目の少女、そしてまた3人目の少女とずーっと女の子が、男の子も含めて、いつもバスのところに乗せてくれた。そして11年間、その職場を全うすることができて、そして、改めてその小学校へお話に行かれたらしいんです。お礼に行かれた。そうしたら一番最初の1人目の少女はもう大きな二十歳を過ぎた子になっていまして、そういう子たちもみんなが山崎さんが来るということで集まってくれた。そうするといろいろとそこで聞いたら、みんなして、たくさんの子どもたちが、少女たちそして男の子も含めて、みんなで協力して、山崎さんを支えていこうという連携を取って、この11年間で全うできたんだと。そして、たくさんの人たちにお会いしてお礼を言われたと言われていました。

そんな中で、やはり思いやりを持った道徳教育、これは押しつけるわけじゃないですけども、人を大事にしよう、人の気持ちを大事にして手伝えるときは手伝おうねとか、そういったところの道徳教育をもう一度、新型コロナで大変な状況であったことはよく分かりますが、教育長もしっかりと小学校、中学校、そしてまた高等学校に対して、この山崎さんが作られた絵本もありますもんで、ちょっと私も下の議会図書室に聞いたんですが、小さいリレーの手というふうな絵本があるらしいです。それを聞いたんですが、どこにもありませんでした。かなり売れておりまして。

そんな状況の中で、やはり道徳教育のしっかりとした見直しをもう一度一から考えていただきたいなど、このような思いで質問させていただきました。

教育長、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 大変勇気のある、優しさもある、本当に心洗われる話を聞かせていただいたと思っております。

道徳教育について、御答弁させていただきます。

小・中学校の道徳科は、四つの柱がございまして、まず、自分自身に関すること、次に、人との関わり、集団や社会との関わり、4点目で、生命や自然、崇高なものとの関わり、この四つの柱を使い、そのうち、人との関わりの中で、進んで人を助ける姿として、親切や思いやりなどについても学習しているところです。

こうした道徳は、小学校は平成30年4月、中学校は平成31年4月から、特別の教科となりました。そのきっかけは、いじめに関する痛ましい事案でありました。それ以降、読み物の登場人物の心情理解を中心とした授業から、答えのない問題について自分ならどうするか、他者と対話し、物事を多面的・多角的に考える中で、人としての生き方についての考えを深める授業への質的な転換が求められるようになったところです。

このため、各小・中学校では、道徳教育推進教師を中心に、全教師の共通理解の下、年間指導計画を作成し、週1時間、年間35時間ですけれども、道徳科の授業と他の教科等との関連も考慮しながら、道徳教育を進めているところです。

他者を思いやる心についても、学級でのグループ活動や運動会などでの異なる学年活動に加え、幼児や高齢者などいろいろな人とふれあう機会を増やすとともに、そうした体験を生かし、深く考える授業を通して、その育成を図っているところです。

一方で、授業で児童生徒がどのようにしたら答えのない問題を深く考えることができるか、あるいは、道徳性の成長をどのように評価するかなど、教員が難しさを感じている現状があります。

このため、県教育委員会では、道徳科の評価に関する研修会や、専門的知

見を有するアドバイザーによる指導助言等、道徳科の授業改善の取組を進めているところです。

今後も、相手の気持ちを想像し、その人の置かれた状況に心を配れる人間性や、いじめをしない、させない心など、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性が育まれるよう、市町教育委員会とも連携して取り組んでまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） どうも御答弁ありがとうございました。

道徳教育、教育長、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

ここでちょっとパネルを用意したものを、（パネルを示す）これなんですけど、これは三重郡朝日町の朝日川越交番ということで、また服部、しつこいやないかと言われるか分かりません。申し訳ありません。

これは、9月5日の開所式の模様であります。これ、右にしているのはアーミンちゃん、朝日町のマスコットで、それと左がミーポくんということで、テープカットをさせていただきました。

なぜ、ここで写真をお見せするのかといいますと、この朝日町の近隣の近くに住んでおられる朝日中学校の生徒で、この交番ができる過程を見ておられた方がありました。そして、どんどんと立ち上がってくる工程の中で、あれ何なんやろうなとみんなで話をされていた。

夏休みになったときに、その中学生の生徒は、夏休みの宿題に、朝日川越交番というところで防災とか、そういったまちづくりとか、そういったところを朝日川越交番を中心にした形で、防災計画を一生懸命に考えられて、そして、夏休みの宿題をされたらしいんですよ。ちょっと私も連絡をいただきまして、朝日川越交番、本当にできてよかったわ、中学生や小学生の子も前を通りますので、前も一般質問でお話ししましたが、やはりその交番の前を通るとどうしても交番のお巡りさん、警察官の方が誘導しておられました。私もこの間行きましたが、みんなが声をかけて、気をつけて行けよと言ったら、はいとか言って、私もそういう心温まる状況を見させていただきま

した。

だけど、その夏休みの宿題に、そうしたところで教育の中にも、その交番一つ新しくできることによって、教育的な観点から、小学生、中学生の方がどのように考えておられるかというのがよく分かると思うんです。やはり興味を持って、防犯というものをみんなで考えていこうという一つのスタートかも分かりません。

そんなことも本当に含めて、警察本部長には、完成していただいてありがとうございました。

次のを見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これは全国手話検定試験の状況なんですけれども、三重県の状況ではなくて、社会福祉法人全国手話研修センターがやっている全国手話検定試験の事務局があるんですけど、年に一度受けられるらしいんですが、1級から5級までございます。

そうした中で、やはり一番の問題は、三重県でありながら、県の執行部というか行政が関わり合いができないところらしいんです、検定試験というのは。これは社会福祉法人全国手話研修センターというのでやっていますので。これは小学生から中学生、高校生と手話の試験が5級から1級までありますので、そういったところも含め、ちょっと私も聴覚障がい事務局の局長にお話を聞かせていただいてきました。

そんな中で、やはり一つの会場で年に1回やる、日にちも決まっている。だけど、人数が非常に狭いところで、新型コロナの状況もありましたものですから、狭い状況の中で手話の検定を受ける。今まで500人いたところが、キャパシティを少なくして300人になってしまう。そうすると、200人の方は検定を受けられなかった方もたくさんあるらしいんです。検定を受けられなかったらどうするかというと、ここから電話がかかってきて、愛知県や岐阜県や滋賀県や、そういったところの空いているところへ移動して、ここで受けなさいよと言われるらしいんですね。

だけど、これは社会福祉法人がやっている手話の検定試験ですので、県としてはなかなか言える話じゃないと私は考えておったものですから。だけど、

やはり県としても、三重県でやる以上は少しでも考えていただいて、そういったところの小学生や中学生の方に手話の勉強も含めて、みんなで手話も一度考えてみよう。そうすると、聞こえない方の手話は言語なんです。第一言語なんです。そういったところが非常に皆さん分かってくれるんじゃないかな。そういった意味で、ちょっと今、この検定試験のお話もさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

これにて、一般質問を終結させていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。（拍手）

## 休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。32番 谷川孝栄議員。

〔32番 谷川孝栄議員登壇・拍手〕

○32番（谷川孝栄） 皆さん、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選挙区選出、会派草莽の谷川孝栄でございます。

お昼一番、皆さんおなかいっぱい、元気いっぱいであっという間に眠たいところかもしれませんけれども、元気よくまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大からもうすぐ3年になろうとしてい



ます。長きにわたり、御対応いただいている医療従事者や行政関係職員、感染拡大防止に協力された全ての県民の皆様にご心より感謝申し上げます。また、三重県内で新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた、昨日までの524名の方の御冥福をお祈りし、感染された多くの皆様にお見舞い申し上げます。

また、昨日、一見知事と前野議長におかれましては、安倍晋三元総理の国葬儀に、三重県民を代表し、御参列いただき、ありがとうございました。

世界中からの弔意、あんなに多くの一般献花の方々、また、45万人を超えるデジタル献花をもって、安倍元総理のなされてきた地球儀を俯瞰する外交や各国首脳との信頼関係、多くの国民の弔意を目の当たりにし、その御功績は日本国内ではなかなか報じられてこなかった真の為政者である安倍元総理のこれまでの御功績に深く感謝申し上げ、改めて御冥福をお祈りいたします。

美しい日本、そして日本を取り戻すという言葉に含まれた多様な意味において、種をもらっていると思っている私たちも、今やるべきことに集中し、県民の命と財産と暮らしを守るという強い決意の下、質問に入ります。

県民の命を守るという観点から、今日の質問は、3期12年間のまとめの質問とさせていただきます。

年々、自然災害による被害が大きくなってきています。先日の台風15号でも、鳥羽市や志摩市で大規模な土砂崩れがありました。心よりお見舞い申し上げます。また熊野市でも、木本町と二木島町で崩落がありました。県土整備部、農林水産部には早急な御対応をいただき、ありがとうございます。

さて、紀伊半島大水害から丸11年が過ぎました。毎年、皆様に思い出していただけるよう、災害を忘れないようお伝えしていますが、今振り返っても本当に大変な災害でありました。この大水害を皮切りに、国内各地での水害が多くなりました。

毎回言わせていただいておりますが、これまでの間、熊野建設事務所には、災害復旧に本当によく頑張ってくださいました。平成23年から、里所長、青木所長、井戸坂所長、広田所長、中平所長、大江所長、そして現在の須賀所

長と、歴代の所長をはじめ、現場での対応に当たってくれた全職員と建設業の皆様は心より感謝申し上げます。また、里所長の下で副所長を務め、紀伊半島大水害の全ての取りまとめを完了したときに、熊野の地でのお亡くなりになりました加藤副所長には、本当に災害対応に満身創痍で御尽力いただきましたことに改めて感謝申し上げ、御冥福をお祈り申し上げます。

紀伊半島大水害は、東日本大震災から半年後であったため、私たちの地域は、災害復旧と同時に、懸念される南海トラフ巨大地震からの津波対策も必要となりました。この間、七里御浜海岸の無堤防区間への堤防の建設、熊野市内の無堤防区間は既に解消され、あとは御浜町の一部を残すのみとなっています。その無堤防区間や熊野大花火大会の会場でもある熊野市木本町の堤防は、防潮堤を閉めることになったため、全扉の隣に浜に取り残された人がいた場合、逃げられるようにと階段を設置していただいております。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）これは、木本町の堤防のところについての階段です。今日は議員全員がタブレットで映写資料を見ていただけるということで、なるべくきれいな画像を御用意しました。17枚ありますので、お付き合いのほどよろしく願いいたします。それでは、この階段を防潮堤の隣につけていただきました。この上にあるのは堤防です。そこを歩けるようになっています。

そして、2枚目の資料（パネルを示す）、こちらはその防潮堤の横の階段ですけれども、ずーっと続いています。防潮堤の扉があるところの横に、全てに階段をつけていただきました。いつも、私は津市から帰ったときに、鬼ヶ城トンネルを抜けて、木本町に入ったときにこの景色がばんと目に入ってくるんですけれども、その都度、心の中で熊野建設事務所格好いいと思っています。おかげさまで堤防のほうは一定整ったと感謝申し上げるところです。

そして、問題は熊野川からの水の流れと砂利であります。七里御浜海岸の海岸侵食が著しく、毎年、毎年、多額の予算が必要となっています。県の予算の厳しい中、終わりの見えない砂利の移動に抜本的な改革が必要であると

強く思います。

次の映写資料を御覧ください。（パネルを示す）これは、県のほうで用意していただいた映像ですが、熊野川の右岸側から鵜殿港が入るように撮っていただいている熊野川の写真です。向こうが熊野灘の海になります、奥が。この今建設中の橋は、新宮紀宝道路の河口大橋です。右奥に見えるのが鵜殿港です。今、ここ的高速道路の建設は、これは今は関係ないんですけど、後の質問でお聞きしますけれども、こういう位置関係になっています。

そして、もう一つ、次の映写資料を御覧ください。（パネルを示す）これは、令和3年に撮っていただいた井田海岸のところの鵜殿側から撮った写真です。奥に、この防風林の切れたところがあります。

その1年後の写真が次の写真です。（パネルを示す）これは、井田海岸なんですけれども、かなり近くまで波打ち際が来ていますね。これは、先週撮っていただいた写真です。

三重県と和歌山県の県境である熊野川から、河口左岸の鵜殿港、井田海岸と海水の流れが、左側に流れてくるわけですが、井田海岸の海岸侵食は中でも待ったなしの状態、昔はとても広がった海岸が、今では国道の近くまで波が来て、台風などの高波時には、高波の中に砂利が乗って、国道や住居に打ちつけるという状態が続いています。

江戸時代からの歴史ある鵜殿港ですが、昭和46年に今の向きに鵜殿港ができてからというもの、三重県側の浜の石はだんだん小さくなり、昔の七里御浜のしっかりとした大きな石の浜の風景は、和歌山県側だけとなってしまいました。三重県側の石はだんだん細かくなり、高波にも軽々と乗ってしまい、国道に打ち寄せるという悪循環を起こしています。

鵜殿港は、三重県唯一の製紙会社、北越コーポレーションに御利用いただいております。北越コーポレーションは三重県唯一の製紙会社なので、ぜひ県庁内でも北越コーポレーションの紙を使ってください。ちょっと余談ですが、挟みました。

なので、鵜殿港はもちろんこれからも必要な港であります、熊野川の河

口の突堤の長さなど、一定見直しの時期に入っているのではないかと考えています。というのは、令和6年の秋には、新宮紀宝道路が開通見込みとなっておりますので、陸路も確保できるという意味で見直しの時期に入っているのではないかと考えています。

最近、国土交通省と県の勉強会が開催されたとお聞きしております。その勉強会の内容について教えていただきたいと思います。

また、その砂利の流れですけれども、熊野川から井田海岸へ入れていただいております。取水期は、4年前ぐらいからですか、搬入ができない状況が続いているともお聞きしています。県が独自で今努力をしてくれていることをぜひ国土交通省にも御理解いただき、不安に思っている紀宝町井田地域の住民が安心して生活できるように、継続して搬入できるように強くお願いしたいと考えています。

そして、このような、太平洋、熊野灘という外海の大きな潮の流れによる自然災害は、県の予算では賄い切れないのはもう当然のことです。ぜひ国の直轄事業化をしていただかなくてはならないと思います。

その点について、県はどうお考えか、以上2点、お聞かせください。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

**○県土整備部長（若尾将徳）** 七里御浜海岸侵食対策についてお答え申し上げます。

七里御浜海岸については、議員御指摘のとおり過去に200メートル以上あった浜幅が、熊野川から供給される土砂が減少したため侵食が進んでおります。特に、熊野川河口方面、南側でございますが、侵食が進む傾向が見られる一方、北側については、土砂の移動によって、木本港付近で堆積が見られております。

特に侵食の進む井田地区海岸においては、台風の接近に伴う波浪により平成以降に7度の被災を受けており、県では、地域の安全・安心のための重要な課題として、侵食対策に取り組んでおります。

侵食対策は、波浪を低減させる人工リーフの整備と砂利浜の維持を図る養

浜を併せて行っております。

人工リーフの整備については、昭和62年から開始しておりまして、阿田和地区、井田地区、木本港海岸等で19基を整備しており、現在も井田地区海岸で整備を行っております。

養浜については、井田地区海岸で平成12年から実施しておりまして、これまで126万立方メートルの砂利を投入しております。平成25年以降は、近畿地方整備局による熊野川の掘削土砂を養浜材として受け入れることで、砂利浜の維持にこれまで以上の効果を得ておりまして、侵食対策の推進のためには、今後も継続して熊野川の掘削土砂を受け入れて、養浜を行っていく必要があります。

また、七里御浜海岸全体にわたって土砂の流出を防ぐ効果を発揮するためには、人工リーフの早期整備が必要であります。残事業がまだまだ膨大で多額の費用と年月を要することから、事業のさらなる推進が必要となっております。

こうしたことから、整備促進に向けて国の支援を求めるとともに、本年も5月に国への提言・提案活動において、国土交通省へ直轄事業化を要望しているところであり、地元市町からも国に対して直轄化を要望されるなど御支援をいただいております。

また、先ほど議員の御指摘のあった鵜殿港の検討についてなんですが、これについては、本年6月に中部地方整備局、近畿地方整備局の参画をいただいて新たな勉強会を設けて、当海岸における効果的な対策の推進について検討を進めているところであります。

今後、県としても、人工リーフの整備と養浜による侵食対策を推進するとともに、熊野川の掘削土砂の継続的な供給と早期の事業完成に向けた直轄事業化について国に対してしっかりと働きかけを続けてまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

ぜひ、地元の声を届けていただきたいですし、地元からこうやって、今回

この一般質問でさせていただくというのは、もうかなり切実な問題なので、ぜひ強く国のほうに求めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さっき、部長がお答えいただいたとおり、入れていただいた砂利が、次の映写資料なんですけれども（パネルを示す）、熊野市木本町のこれは鬼ヶ城の西口のところになるんですが、そこに堆積いたします。ここにたまって、真ん中の左側のところにちょっと屋根のあるところがありますね。実際あそこには本当は船が着いて、あそこで船の乗り降りができるようなところになっているんですけれども、そこはもう既に砂利で埋まってしてしまっています。左側の山みたいにくもりしたところ、あそこも砂利なんです。なので、井田海岸に入れた砂利が、台風や潮の流れによって木本浦にたまってしまおうということなんです。

もう一枚見てください。（パネルを示す）これは、木本浦、同じ場所なんですけれども、反対側から撮った写真です。七里御浜をずーっと上ってきて、木本浦にたまるんですけれども、右側の水溜まりは西郷川という川なんですけれども、その河口がもう全く閉鎖しております。砂利で塞がれております。西郷川は木本高校の横を通っている川なんですけれども、今、台風の季節になりますと、ここが閉塞してしまうと、やはり木本町、親地町、それから新田、西川町といった辺りが浸水してしまう可能性がありますので、この砂利をまたどけていただかなくてははいけません。この砂利をどけていただいたのを、また運ばなくてははいけません。これは、熊野川から入れて、井田海岸に入れて、それからずっと七里御浜海岸を上って、木本浦にたまる。たまったのは、また取る。この繰り返し、繰り返しで、本当に大変な状況になって、幾ら予算があっても本当に足りない状況だと思います。

ぜひこれからも、国土交通省と話し合っていていただいて、早急に御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

そして、これは紀伊半島大水害を経験して、南海トラフ巨大地震も懸念しての地元からの大きな声ですけれども、防災・減災、国土強靱化に必要な予

算確保とともに、そして災害発生時に早期に復旧工事に着手できるよう消波ブロックの備蓄、そういうのも必要になってくるのではないかと思います。消波ブロックの備蓄や大型タイヤショベルの確保、それから大型排水ポンプの配備などの資機材の整備も、災害を最小限にとどめるために御用意しておいていただきたいと思います。もし、いざ南海トラフ地震が起こったという、いざのときに何もできないとか何も用意していないということでは、やはりすぐに対応ができませんので、今回、強く要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に、近畿自動車道紀勢線と紀伊半島アンカールートの進捗状況について、お伺いいたします。

まず、次の資料を御覧ください。（パネルを示す）昨年8月29日に、熊野尾鷲道路Ⅱ期工区、尾鷲北―尾鷲南間が開通し、熊野市まではノンストップで行けるようになりました。これにより、名古屋市などの中部圏からも一気に熊野市にお越しいただけることとなりました。また、和歌山県との県境沿いではアンカールートの一部である奥瀬道路が延伸してきております。

このように東紀州を取り巻く周辺的高速道路事情は、県土整備部の御努力のおかげも大きく、近年飛躍的に改善されてきており、中部圏だけでなく関西圏からの来訪者の増加が大きく期待されるところです。

観光や経済活動などの面でも大きく必要な道路ですが、一番には、救急搬送や災害時などの緊急車両が確実に早く通れるということが大切です。発災後の早急な人命救助、復旧活動などに欠かせないものが高速道路です。

紀伊半島大水害のときには、まだ熊野市南部は事業化もできていなくて、その後、四つの道路を続けて事業化していただきました。現在、事業を進めていただいております新宮紀宝道路、先ほどの写真にもありましたけれども、河口の橋を含む新宮紀宝道路と、それから次の映写資料です。（パネルを示す）熊野道路です。これは、今、終点となっている熊野大泊地区から久生屋地区までの熊野道路、それともう一つ、（パネルを示す）これは紀宝熊野道路とあって、紀宝町から熊野市までの高速道路、それと関西圏を結ぶ紀伊半

島アンカールートの整備状況と今後の予定について教えてください。

皆様には、今、お見せした資料を御覧いただきながらお聞きいただけると分かりやすいかと思えます。

それでは、部長、よろしく願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、近畿自動車道紀勢線及び紀伊半島アンカールートの進捗状況についてお答えいたします。

まず、先に近畿自動車道紀勢線についてでございますが、和歌山県北側から北上する区間、そして開通している熊野大泊インターチェンジから南下する区間の2方面から、国の直轄事業で事業が進められております。

和歌山県境からの新宮紀宝道路については、令和6年秋頃の開通に向けて、熊野川河口大橋の上部工事が順調に進んでおり、まだ仮称でございますが、紀宝インターチェンジまでの工事が精力的に進められております。

熊野大泊インターチェンジから南の熊野道路については、昨年11月に用地取得が全て完了し、多くの工区で工事が展開されております。さらに当道路では初めてとなるトンネル工事を本年3月に契約するなど、着実に工事が進められております。

これらの二つの道路を結ぶ紀宝熊野道路は、現在、地元の方の協力を得て、熊野道路と接続する熊野市久生屋町から御浜町志原にかけての用地取得が順調に進んでおり、その先の地域についても、用地取得に向けた準備が進められております。

県としては、引き続き近畿道紀勢線推進プロジェクトチームによる用地取得などで国直轄事業に協力し、1日も早い開通に貢献してまいります。

事業の推進に当たっては、地域の積極的な活動を通じ、具体的な必要性や整備効果を訴え、早期整備に必要となる予算の確保に取り組むことが重要です。

県といたしましては、5月に国に対し政策提言・要望活動を実施し、紀勢線の早期整備について要望しました。また10月には、和歌山県と合同で、近



畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会の開催や国への要望活動を実施する予定です。

引き続き、沿線市町や地域の方々と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、命の道、近畿自動車道紀勢線の重要性を訴え、必要な予算の確保など早期の開通に向け取り組んでまいります。

次に、二つ目の紀伊半島アンカールート of の現状でございます。

紀伊半島アンカールートは、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される紀伊半島地域において、発生後の迅速な救援や復旧活動の軸となる幹線道路であり、また、紀伊半島地域の観光振興や農林水産業の振興など地域活性化を促進するために欠くことのできない道路です。

国道309号、国道169号は、この紀伊半島アンカールートの一部であるものの、急カーブや幅員が狭い区間があり、整備の必要性が高いと認識しております。

このアンカールート of の国道309号 of の五郷地区については、小学校の通学路であるものの、幅員が狭く歩道も未整備であったため、平成26年度に事業に着手し、昨年度から工事を開始しております。

また、七色ダムの貯水池に架かる国道169号 of の高尾谷橋は、老朽化が進むとともに、耐震化が必要であることから、現在、架け替え工事に向けて調査設計を進めているところであります。

引き続き、これら2か所 of の整備に鋭意取り組むとともに、残る未改良区間についても順次整備を進めてまいります。

今後とも、和歌山県、奈良県及び国との連携の下、紀伊半島地域 of の道路網の骨格となる紀伊半島アンカールート of の整備に努めてまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。御丁寧に御説明いただきました。

新宮紀宝道路が令和6年秋に開通予定ということ、その予定に合わせて、関係する県 of の管轄 of の新たな道路 of の整備や地域住民に寄り添った排水路 of の整備などもよろしくお願ひしたいと思ひます。

熊野道路、紀宝熊野道路については、先日現地調査を私もさせていただきました。インフラDXというのがかなり進んでいて、正直驚きました。引き続き、最新のDXを活用して安全に工事が進むことをお祈りするところです。

また、地元市長、町長で構成されている期成同盟会からは、熊野市までの4車線化の要望も併せてお伝えさせていただいているところであります。なので、引き続きの県のお力添えをお願いしたいと思います。

また、国道309号、国道169号は、関西ルートへの最短のルートとして、紀伊半島と関西圏をつなぐ大切な道路であります。近い将来、奈良県五條市に整備される大規模防災拠点との発災後の受援などを通じた連携としても大切な道路です。ぜひ奈良県側とも情報交換をしながら、改良に取り組んでいただきますようお願いいたします。

そして、昨年、私の一般質問で、熊野市紀和町の丸山千枚田のところの県道熊野矢ノ川線につきまして、待避場や駐車スペースなどの整備をお約束いただきました。地元とも話し合っていたいただいて、事業も進んでいただいているところですが、今回、保安林の関係なども分かってきましたので、そのこともクリアしていただきながら、この議場で明言された私と県土整備部との約束として、引き続きの整備をよろしくお願いいたします。そして、ここも紀伊半島大水害では通行止めとなっており、災害時には孤立する地域となる不安もありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日、お聞かせいただきました高速道路やアンカールートには、紀伊半島地域の将来がかかっています。防災、医療、物流、観光、教育、この全ては道路事情が左右いたします。この道路に込められた多くの人の思いがあります。どうぞ、その辺も一緒にお考えいただきながら、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。

3番の建設業の担い手確保について、お尋ねいたします。

少子・高齢化、生産年齢人口の減少などにより、全ての業界間で人材獲得競争が激化しています。建設業も同様で、三重県建設業協会からは、新卒者

の就職も減って、定着しづらい状況となっており、若年層の技術者などの確保と育成が喫緊の課題とお聞きしております。

それぞれの地域の守り手としてのインフラ整備や保守、そして、激甚化している災害に対応する人材の確保・育成は急務と感じますが、県としての担い手確保の取組についてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、建設業の担い手確保の取組についてお答えいたします。

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、近年の頻発・激甚化する豪雨災害や発生が懸念される南海トラフ地震に対する災害時の緊急対応、災害復旧、災害復興、また豚熱、鳥インフルエンザの防疫活動など県民の生活を支え、安全・安心を確保する上で重要な役割を担っておりまして、地域にとって欠かせない存在でございます。

しかしながら、議員も御説明のとおり、県内の建設業の就業者は、この15年で約25%減少しておりまして、また60歳以上が約3割を占めるなど高齢化が進行しております。担い手の確保が喫緊の課題となっております。

このため、県といたしましては、建設業がこれらの役割を将来にわたりまして果たせますように、令和2年3月に策定いたしました第三次三重県建設産業活性化プランに基づきまして、担い手確保の取組を進めているところでございます。

具体的な取組といたしましては、入職につながりますように、建設業の魅力や仕事内容を伝えるため、教育機関に働きかけまして、建設企業が高校生などを対象に出前事業や現場見学会を開催することやインターンシップを受け入れることを支援しているところでございます。現在、対象をこれまでの工業系高校から普通科高校、大学へと拡大しております。あわせて、進路指導の先生方に建設業の社会的役割や仕事内容を知っていただくため、建設企業と先生方との交流会を開催するなど、県は、建設業と教育機関との橋渡しを行っております。

さらに、建設業における女性活躍を後押しするため、建設関係団体の女性部会と連携いたしまして、建設企業の女性技術者と工業系高校女子生徒との交流会の開催を行っております。

また、ふだんから建設業の魅力や仕事に接していただきますことができますように、SNSを活用した情報発信に加えまして、県の施設や民間施設での建設現場を写しました写真展の開催、将来の担い手でございます小・中学校を対象とした現場見学会などに取り組んでおります。

本年度からは、県土整備部の若手・中堅職員で構成いたします担い手確保支援チームを新たに結成いたしまして、これらの取組を加速させているところでございます。

一方、建設業界におきましては、発注期間とともに、労働環境改善のための週休2日制工事の拡大、生産性向上のための施工時期の平準化、建設現場におけるICTの活用拡大などの働き方改革の推進や技能者の処遇改善に向けた建設キャリアアップシステムの活用促進などに取り組んでいるところでございます。

これらの取組を継続することで、これまでの建設業のイメージ、いわゆる3K、きつい、汚い、危険を払拭いたしまして、休暇が取れる、給料がよい、希望が持てる、かっこいいといった新4Kの実現につながると考えております。これらの取組の状況を含めまして、建設業の魅力をしっかり伝えていきたいと考えております。

今後も引き続き、建設業の担い手確保に向けて、建設業界や教育機関との連携を密にいたしまして、しっかりと取り組んでまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

支援チームなどをつくって対応していただいているということ、分かりました。

担い手確保の取組には、県と教育委員会、ここも連携が大事だと思いますし、その辺りの御理解と御支援が不可欠だと思います。持続可能などという

ところで、それを実現していくためには、県と教育委員会とそして建設業協会とか発注者側とかが継続して連携していくことも大切だと思いますので、先ほど佐竹理事が言っていただいたように、昔の3Kとはもう今違って、新4Kということで、お給料がいい、休暇が取れる、希望が持てるともう一個あるんですね、ということで、女性の就労もお勧めできるということでありました。

私もこの間、インフラDXを見せていただいたときに、これは十分女性でできるなど、今後、大学での工学系、理工系とかの女性なんかにもお勧めなんじゃないかなと思ったところです。

人材確保って、その定着と人材育成というのも考えたときに、年間を通じて継続的に事業を発注していただくということも大切なんですよね。どうしても経験を積んでいただかないといけないので、若手技術者のキャリアアップを支援する効果的な入札方式の拡大ということも要望させていただきたいと思っていますので、併せてお願いいたします。

震災というのはいつ来るか分かりませんが、その地域を守るための担い手の確保という意味でしっかりとこれからも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

防災対策のソフトの部分です。県民の防災意識の向上と一人ひとりの避難経路などの把握のためには、Myまっぷランが有効だと思っています。

映写資料を御覧ください。3枚ございます。

(パネルを示す) これは、Myまっぷランのプラスのほうかな、なんですけれども、県から出していただいているものです。これについて、1人ずつ、一人ひとりの避難経路ですとかそういうところをワークショップでいろいろやっていただくということなんですけれども。

そして、これは、MyまっぷランのMyタイムラインというものです。

(パネルを示す) こういう形で災害がどの段階で自分たちはどう行動するとかいうのを、一人ひとりの計画がプランできるというものです。

そして、これは避難計画図の参考のものですけれども、（パネルを示す）自分が避難するときに、どこどこに注意するとか、どこどこが歩きにくいとか、そういうようなことを書き込めるような地図になっております。

平成25年にできたMy まっぷランに加えて、風水害、土砂災害にも拡張いただきました。令和2年度に試行、令和3年度から市町展開をしていただいております、My まっぷラン+の活用状況について、お聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（山本英樹）** これまでのMy まっぷラン及びMy まっぷラン+の活用状況についてお答えいたします。

これまでの取組としまして、県では、東日本大震災を契機に、住民の自助及び地域の共助による津波避難を促進するために、平成24年度から、個人一人ひとりが紙の地図を使って自らの避難経路を明確にし、これを地域全体で集約することで地域の津波避難計画を作成するMy まっぷランの取組により、個人や地域の避難対策を支援してまいりました。

さらに、令和2年度には、先ほど議員からも紹介いただきましたが、これまでの津波に加え、洪水、土砂災害等の風水害にも対応し、デジタルマップ上でリスクの確認や避難経路の作成が可能となるMy まっぷラン+を開発し、令和3年度から運用してございます。

My まっぷラン及びMy まっぷラン+による地域の避難計画作成については、まずは地域の主体性を尊重しつつ、県が支援することで取組を進めてきておりまして、これまでに10市町65地区において、津波や風水害に対する避難計画が作成されているところでございます。

My まっぷラン+のデジタル地図は、津波や洪水、土砂災害など地区の避難計画作成に必要なハザードを地図上に重ね合わせることができ、自らの地区の災害リスクをより明確に認識することができ、自らの地区の災害リスクを完成した地図等に落とし込んで住民全員に共有しやすい仕組みとなっております。

一方、避難計画を作成するに当たっては、まずは住民によるまち歩きや意見交換を行った上で避難計画案を作成し、訓練により検証を行うなどのワークショップに複数回住民が集まる必要がございます。また、デジタルツールのために、高齢者の方が操作に苦手意識を持たれる場合もあることから、こうした面についても丁寧に支援していくことが必要と考えてございます。

このことから、今後、Myまっぷラン+の取組をさらに拡大するため、まずは、これまで以上に各地区の避難計画作成のニーズをより丁寧に把握した上で、これまでMyまっぷラン+に取り組んでいる各地区での優良事例や進め方のノウハウの共有を図ってまいりたいと考えてございます。

あわせて、現在取り組んでいる地区でのワークショップの様子を他の市町や自主防災組織の担当者等に見学してもらうなど、引き続き市町と連携し、沿岸域の津波到達時間の短い地区をはじめ、より多くの地区で、Myまっぷラン+を活用した避難対策に取り組んでいただけるよう、積極的に働きかけを行い、しっかりと進めてまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

10市町65地区で展開されているということで、考えれば、29市町やから19市町では取り組んでいないということですね。たしか最初は熊野市有馬町芝園地区で開催していただいた記憶があるんですけども、私もそのとき参加させていただきましたが、そのときから住民の防災意識が向上し、常に避難の意識、避難路の安全確保という観点から物事を考えられるように変化しました。

県土の半分が海に面している三重県ですので、より多くの、特に海岸部の堤防がない地域とかそういうところにお住まいの方々に積極的に広めていただきたいと思います。そして、避難意識の低い高齢者の方なんかは、もう何か来たとき、私は逃げないとか、もう足が痛いのでずっと住んだ家から離れたくないとか、そういうことを言うんですけども、しかし、そのお子さんとかお孫さんとか、例えば近所の人とか、近くの消防団の人たちは、

その人を置いては逃げられないので、もう生きていてほしいから、お子さんやお孫さんやほかの人たちは、その人を連れ出そうと思って、同じように危険な目に遭ってしまう場合があるので、だから逃げることを諦めず、ほかの人を助けるという意味でも、危険な目に遭わせないためにも早めに避難していただかなくてはいけないと思っていますので、そのためにも、Myまっぷラン+の活用が広がれば、大きな災害のときにも救える命があると思うんです。なので、ぜひ積極的に計画的に、活用拡大を進めていってほしいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

三重県大麻取扱者指導要領についてです。

昨年的一般質問でも取り上げさせていただきました。結構詳しくさせていただきました。この1年間で大きな変化があったと思っています。

岸田政権において令和4年6月7日に発表された経済財政運営と改革の基本方針2022の33ページに、「大麻に関する制度を見直し、大麻由来医薬品の利用等に向けた必要な環境整備を進める」と明記されました。

議場にいる皆様は、この内容を詳しく御存じだと思いますけれども、テレビやインターネットを御覧の方のために簡単に説明させていただきます。

日本人は、祈りによって疾病や災害を乗り越えてきたという歴史があります。そのときからずっと祈りの場面には麻が使われてきました。

この日本の大麻事情という資料を御覧ください。（パネルを示す）これは、『あなたに知ってもらいたい薬物のはなし』というところが出典であります。日本の大麻事情で、使われていた麻のことなどを書いていただいております。

麻は、弓道の弓の弦、それと鼓などの楽器、神社で使われる神事、しめ縄、横綱の化粧まわしなどに使われ、神事においては汚れを払う力を持った特別なものとして大切に扱われていました。

今、日本国内で、この精麻に使う麻を生産している麻農家の危機が来ています。1954年には3万7313人いた栽培者も、去年は国内で27人にまで減っています。この記述では令和元年のものになっているので35人と書いてありま



すけど、昨年はもう27名にまで減っています。三重県では1軒の農家だけです。精麻の生産量も激減し、日本の神社が、国産の麻ではなく、中国産の麻やプラスチックを使っているところが多くなっています。日本の神社は日本産の麻で神事ができるようにしなければならないと強く思っている1人です。

皆様に分かりやすいように、これまでの経緯を簡単に説明いたします。

このような事態を受け、三重県議会は令和3年3月23日、日本の伝統文化の保存のための「精麻」の維持継承についての請願及び国への意見書を全会一致で採択いたしました。

その後、令和3年4月23日、厚生労働省の大麻等の薬物対策のあり方検討会で、三重県の現状と意見書が取り上げられました。この検討会の取りまとめで、三重県の意見書による要望どおりに、大麻取締法を麻薬成分に着目した規制に見直すことと、濃度に関する基準についての検討が提案されました。同時に、昨今の研究結果により国内で免許を受けて栽培されている大麻草は有害成分の少ない品種であることから、栽培者に対する合理的でない通知の見直しや指導の弾力化を図ることが適当であると指摘され、9月10日に厚生労働省の担当課長名で、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた大麻栽培者免許事務についてという通知が出されました。この通知は、大麻栽培者の減少に新型コロナウイルス感染症蔓延による使用機会の減少が拍車をかけているとの現状認識から、伝統文化の存続、栽培技術の継承などを図る観点から、栽培免許の要件を総合的かつ弾力的に運用することということを求めています。

そして、この通知の趣旨と今後の方向性についての説明が、令和3年9月13日に厚生労働省の担当課長から、これはちょっと画期的だったことです。三重県議会議員の有志、中嶋議員、石田議員、当時の山本佐知子議員と私、そして県の担当者並びに栽培免許取得者に対して、4者でオンラインで行われたということがありました。この説明の中でも、通知は当分の間ということであって、国内で栽培されている大麻の成分を調査して、その後本格的な通知を出し、さらに有害成分が多いか少ないかに着目したものに大麻取締

法を改正していく方針であることが説明されたという経緯があります。

麻の栽培は、大麻取締法によって規制され、その免許は都道府県の事務です。繊維を活用するための大麻と乱用につながる大麻とでは、薬理成分の含有量が大きく異なるにもかかわらず、同じように厳しく規制されておりました。しかし、三重県は、今年、令和4年7月にこの指導要領を変更したとお聞きいたしました。昨年の私の一般質問以降行った緩和措置は具体的にどのような内容なのか、また今後の方向性についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 三重県大麻取扱者指導要領の改正等についてお答えをいたします。

議員のほうから説明がございましたように、令和3年9月10日付の国の通知等を受けまして、本県では既に弾力的な対応を行ってきたところではありますが、さらに大麻栽培者からの要望を踏まえて、免許の審査基準の見直しが必要と判断いたしまして、厚生労働省に対して文書での疑義照会を行うなど討議を重ね、本年7月15日付で三重県大麻取扱者指導要領の改正を行ったところでございます。

具体的には、県内での栽培実績に加えて、有害成分であるTHC含有量が低い品種であることが確認できた場合には、栽培地の場所を制限しないことや、それから栽培地の柵及び監視カメラの設置を不要とすることといたしました。あわせて、栽培地等の情報開示や、それから栽培地への立入りについても制限しないこととしています。加えて、大麻の収穫時等に雇う従業員に対して、これまで求めておりました麻薬の中毒者ではないということを証明する医師の診断書についても、大麻栽培者が作成する書類で代えることができることとし、負担の軽減を図ったところでございます。

また、大麻栽培者等からの相談などに対しては、医療保健部と農林水産部で構成する大麻栽培にかかるワーキンググループを本年6月に設置し、幅広く対応できる体制を取っているところです。

今後についてですが、厚生労働省は、令和3年の、これも御説明のあった大麻等の薬物対策のあり方検討会の結果を踏まえ、大麻取締法改正への具体的な検討を行うため、本年5月に大麻規制検討小委員会を設置し検討を進めておりまして、早ければ来年の通常国会に改正案を提出する可能性があるかと聞いているところでございます。

この小委員会の中では、有害であるTHC含有量の低い大麻の栽培目的について、神事をはじめとする伝統的な利用に加えて、産業等幅広い用途への利用を行えるようにすべきとの論点も示されております。

本県におきましても、現在は大麻栽培の目的を伝統的な祭事での利用に限定していますが、その小委員会での議論の行方を踏まえ、法改正の時期を待たずに、栽培目的等に係る要件についてさらなる見直しを検討したいと考えており、引き続き関係課とも連携し、対応に努めてまいりたいと考えております。

[32番 谷川孝栄議員登壇]

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

ちょっとびっくりしました。法改正を待たずに、考えて、検討していただけるということですので、ありがたいと思います。

農林水産部とのワーキンググループを6月に設置いただいたということで、すけれども、ぜひ回数を重ねていただきまして、産業として成り立っていくように指導要領を随時、改定していただきたいと思います。

そして、今言っていただいた厚生労働省の小委員会から3点、資料をお持ちしました。

これはまず、背景の整理ということで、（パネルを示す）今の現状について、小委員会で公表されている資料でございます。ゆっくり後で皆さんに見ていただけるとありがたいんですけども。

そして、次の資料が、今度は、大麻取締法等の改正に向けた主な論点ということで出ております。これの3番の大麻の適切な利用の促進と4番のところを御覧いただきたいと思うんですけども、（パネルを示す）このような

議論がされているわけです。

この3番の大麻の適切な利用の推進のところに、1行目から「伝統的な利用に加え」ということで、ずーっと読んでいただくと、「新たな産業利用を進め、健全な市場形成を図っていく基盤を構築していく必要があるのではないか」、また、次のところでは、「THC含有量に係る濃度基準の設定を検討していく必要があるのではないか」、また、4番の栽培のところには、「適切な栽培・流通管理方法を見直していく必要があるのではないか」ということが掲げられています。

そして、次の最後の資料ですけれども（パネルを示す）、こちらでは見直しの考え方と方向性について書かれています。「現行法の繊維もしくは種子を採取する目的に加え、新たな産業利用やCBD製品に係る原材料の生産を念頭に置いた用途・目的について、栽培の現状やニーズを踏まえつつ、これらの目的を追加していく方向で検討を進めていくべきではないか」などと書かれています。ということは、目的が伝統文化だけではなく、いろんな方向に、今、広がってきているということが書かれています。

そして、ここからは私の提案ですけれども、これは指導要領に書かれているんですけれども、栽培目的は伝統的な祭事であり、社会的、文化的な重要性が認められるものを継承する場合に限ることと、今、なっております。これから、大麻は医療用や産業用に活用されるということにも大きな可能性があります。ぜひ、今後、その目的の自由化を目指していただきたいと思います。

それから、三重大学も免許を取得したとお聞きしております。積極的に品種改良も研究され、活用方法が広がっていくことも想像ができます。三重県がどこよりも先にこの大麻のことに取り組んで、本当に四苦八苦しながらずっとずっと取り組んでいただけてきました。

ここに来て、北海道や石川県もすごく動きを速めておりますので、ここに来て、他県に先を越されるのは少し違うような気がします。本当に、薬務課の皆さん、もう七、八年前から、もっと前ですかね、すごく頑張っていた

いておりますので。実は、10月に、北海道議会の約50名の議員が加入している北海道議会産業用ヘンプ推進研究会という議員連盟のようなものがあるんですが、研究会があるんですけども、そこから数名が三重県の取組を調査に来たいという申出が来ております。また、ちょっとそのときにも御協力をいただかないといけないかもしれませんが、ぜひ、三重県が先を行きたいと思っておりますので、その辺も含めて目的の自由化をお願いしたいと思います。

そして、もう一つ、この大麻栽培についての正しい情報や安全性の周知に努めていただきたいと思います。

ぜひ、その辺2点、目的の自由化と安全性の周知に努めていただきたいと思いますという2点を提案したいと思います。部長、いかがでしょうか。御所見があればお願いします。

○医療保健部長（中尾洋一） 法改正も含めて、国のほうでもそのような方向で動いていることもありますし、またそういった中で厚生労働省とも随時協議を重ねながら、そういった大麻栽培者に係る要望も踏まえつつ、有用な大麻の使用方法について、目的、それから安全性の啓発も含めて考えていきたいと思っておりますので、また関係部局とも相談しながら進めていきたいと考えます。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

ぜひ連携しながら進めていただきたいと思いますし、それから、とにかく生産者は三重県内で一人しかいないので、その生産者に寄り添って、これからも進めていただきたいと思います。

発言通告はしていないんですけど、一見知事、昨年、私がこの質問をさせていただいたときに当時の鎌田局長とお話をするという話がありましたけれども、そのお話はされたんでしょうか。もし、今からの動きに対して、知事の御所見があったら一言お願いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 鎌田局長とは話をしました。それまでの三重県の取組も聞いて、国と随分違うということで驚いたものですから、先ほどから部長が

答弁していますような形に、ようやく持ってきたという感じですかね。国の考えていることを県でうまく受容できていなかったということだと思います。そこで、農林水産部と一緒にワーキンググループみたいなのをつくって、生産者の立場に立って考えてくれという話をして、今の形によりやくたどり着いたということでもあります。

後任の八神局長とも今度話をするにしていますけれども、やはり毒性のないものに対して規制をかける、これはおかしい話なので、規制のやり方を間違えていると思います。そういう話も担当部と丁寧にしながらかこまで持ってきたので、これからまた進めていきたいと思っております。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

県の職員は、これまで厚生労働省のことを思い違いしていたわけではなくて、厚生労働省との両方のいろんなことが関係があったので、本当にこれまでもよく頑張ってきていただいたと思っておりますので、これからも歩みを共によろしくお願ひしたいと思ひます。

昨日の菅前総理の弔辞で多くの方が涙しました。

その1節の山縣有朋が伊藤博文に先立たれたときに詠んだ、「かたりあひて 尽しゝ人は 先立ちぬ 今より後の 世をいかにせむ」、この思ひは、何も政界だけのことではなくて、家族、地域、社会などあらゆるコミュニティーに通じる思ひだったと思ひます。

教えてくれる先輩やいろんなことに尽くしている方々がたくさんいてくださるうちに、私もしっかり学ばなければいけないと思ひますし、自分も語り合ひ、尽くすことができる人になりたいという思ひも込めて、今日いろいろ質問させていただきました。

以上で質問を終結させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休

憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。11番 田中智也議員。

〔11番 田中智也議員登壇・拍手〕

○11番（田中智也） 皆様、改めましてこんにちは。本日、一般質問最終のバッターなんですけれども、関連質問もあるようですので、私が終わってもまだ終わらないという状況であります。1時間よろしく願いいたします。それでは、いろいろ言っていると時間がないので、もう、とっとと質問に入ります。

まずは1点目、明日の「みえ」の教育についてということで、項目を起こさせていただき、小項目として、本県の教科担任制の現状と課題についてとさせていただきます。

まずは、教科担任制と学級担任制という言葉があるんです。まずこのパネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）教科担任制というのは、1人の教員が特定の科目を担当し、複数の学級で指導する、言うたら中学校のような仕組み、高校もそうですけれども。学級担任制というのは、これまでの小学校の多くはそうですけれども、1人の教員、担任の先生がほとんどの教科を指導、ほとんどの教科と申し上げたのは、英語とか音楽とか体育とかで、専科の先生というのが今は配置されて、そういう先生に専門的に教えていただくということになっていますので、ほとんどという表現にいたしました。

この教科担任制についてなんですけれども、導入に向けての経緯を御存じの方もあらうかと思いますが、おさらいをしたいと思います。

2019年の4月に当時の文部科学大臣から、中央教育審議会、中教審のほうに諮問がなされました。その中教審から、小学校高学年における教科担任制については、2022年度をめどに本格導入が必要ということで、2021年の1月に答申がなされております。これを踏まえまして、文部科学省の検討会議が、2021年7月、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方についてという報告を公表しました。

これもパネルを用意したので、御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）ちょっと、字が細かくて見にくいんですけども、様々なことの報告がなされています。

この中で拡大したものがあまして、（パネルを示す）各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、専科指導の充実を図ることを中心に考えるべきということを文部科学省の検討委員会は報告されていますということです。

このことによって、中教審のほうから2022年度からをめどということで、文部科学省としては、財務省に取りあえず2021年の段階で、翌年度の概算要求の中では、文部科学省は初年度2000人、（パネルを示す）4年間で8800人の定数改善を要求いたしましたということです。これの上から三つ目のぼつのところであります。要するに、全国の中で、対象として外国語、英語、理科、算数、体育などを優先的に教科担任制にしていくためには、おおむね4年間で8800人が必要なのではないかということで、文部科学省は財務省に予算要求をしたということです。

ただ、財務省との折衝で、最終的には、小規模校における中学校教員の活用、要するに単級の小学校もあります、そういう学校は専科の教員を配置するという事はなかなか困難でありますし、大規模、中規模などの小学校についても授業交換等のいろんな工夫ができるのではないかということで、財務省としては、4年間で3800人、要するに4年間で8800人要求したんですけ



れども、実は回答、折り合いのついたところは3800人、半分以下ですね。それから、初年度は2000人ということで要求していたんですが、これも半分以下の950人増ということになっていますというのが、これまでのことです。

ここで、三重県において、初年度、今年度は全国的には950人という定数増がなされたと。この教科担任制に向けてですけれども。まずは、三重県の中で、どれぐらい配置がなされたのかとか、これまでも、以前からも専科の先生を活用、活用というか専科の先生による教科担任制というのは実際始まっているところもありますし、どのような現状があって、課題はないのか、もし課題があるとするれば、県教育委員会としてはどのように捉えておられるのかの辺りについて、お伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 小学校での教科担任制の取組について御答弁申し上げます。

小学校では、通常、御紹介ありましたけれども、学級担任が全ての教科を教えますが、これまでも担任以外の教員が、ふだん学習している教室ではなく、別の教室等を利用して、準備もするような体育とか音楽、家庭などの一部の教科について専任で教える状況もありました。

そうした中で、国では、中学校への円滑な接続、それから働き方改革を進めるために、小学校5、6年生において教科担任制を進めることとし、令和4年度は全国で950人の教員が予算化されたというところです。

教科担任制は、専門性や指導の工夫が求められる英語や体育、それから学習の積み上げが必要な算数、観察や実験などのきめ細かな教材研究や準備が必要な理科などで進めることとされており、本県でも、国の定数を活用して、この教科担任制という枠組みでは、今年度県内の42校で、1割強に当たる小学校で、それぞれの学校の実情に応じた教科を選択して、理科が多いようですけれども、取組を進めています。

教科担任制の効果としては、市町教育委員会や学校から現在聞いたりしているところですが、学習に主体的に取り組む児童の姿が多く見られる

ようになった、あるいは、担任以外の教員も指導に当たるので多面的に児童を理解できる、それから担任の負担が軽減するなどの報告を聞いておるところです。

一方で、担任と教科指導者との連携が大切になるということと、さらにこの教科担任制を進めるには担任以外の教員の配置が必要であるということです。

今後も教科担任制に取り組んでいる小学校から、さらにその効果と課題を聴きながら、市町教育委員会とも共有して、効果的な実施に努めていきます。加えて、国に対しては、必要な定数の拡充を引き続き要望していくとともに、小学校と中学校の教員の交流であるとか、小学校、中学校両方の免許を持ってみえる教員もみえますので、そうした方をバランスよく配置するなど、これは市町教育委員会とも連携を密にして、そうした教員の配置の工夫についても進めていきたいと考えております。

〔11番 田中智也議員登壇〕

○11番（田中智也） 御答弁をいただきました。

県内で42校ということですか。理科が多いということをお伺いいたしました。

中教審のほうのこの教科担任制導入の趣旨、狙い、ちょっと難しく言うと、教材研究の深化等により、高度な学習を含め、教科指導の専門性を持った教師が多様な教材を活用してより熟練した指導を行うことが可能となると授業の質が向上するとか、そのことによる児童の学習内容の理解度・定着度の向上、学びの高度化が図られるということです。これはそのとおりでとは思いますが、教育長の御答弁にもありましたけれども、複数の先生が子どもたちに接するということによって、子どもたちを見守っていくとか、子どもに対してよりいい効果が出るだろうということも、中教審では言っています。多面的な児童理解に通じるということです。あとは、働き方改革が叫ばれている中で、先生方の持ちこま数の軽減、授業準備の効率化ですよ。専科というか、理科なら理科だけの授業準備で済みますので、その空いた部分をほかの教育活動に充てられたり、または負担軽減、空き時間を増

やすことができるということでもあります。そのとおりでと思っています。

ただ、懸念するところについては、言っていただいたとおり、やっぱり人が要るということだと思います。小・中学校の連携とかということができる地域なのかとか、その立地なのかということとか、あとこれまでの学校で、5年生と6年生の理科を見ている先生がみえたとしたら、もし6年生の修学旅行に引率して行った場合、じゃ5年生の理科はどうするのだ、そこへきちっと配置できるのかとか、そういう問題。要するに小規模校で先生の数がどだい少ない、もともと少ない学校ではなかなか難しい状況になるので、これも専科の先生が、やっぱりあらかじめ配置されている専門的な先生が余分に配置されているということが大事なのではないかなということですか。

あと、細かい話かも分かりませんが、これはちょっと聞いた話ですが、雨で体育の授業が中止になったときに、うちは算数が遅れているので、担任の先生だけなら、算数をやりましょうかということでもできたりするんですけども、専科でお願いしていると、そこは専科の先生が本当に雨で体育を中止にしたときに入っただけなのかとか、そんな問題もあったりとか、融通がなかなか利かない部分も出てくるので、やはりその地域の実態や、子どもたちの様子に合わせた形で、進めていかないと難しいんだろうなと思います。

今の学級担任制が主体となっている中でも、教員不足が言われています。応募者数も減っていて、競争率も下がっているというのが現状でありますので、いいからといってやりたいと思っても、なかなかそこが実現できないということだと思いますので、県教育委員会におかれても、先ほども御答弁いただきましたけれども、国に対してしっかり要望をしていただきたいと思います。

続きまして、明日の「みえ」の教育についての二つ目、食教育についてということでもあります。栄養教諭のことについて取り上げさせていただきたいと思えます。

栄養教諭というのは、児童生徒の発育において、栄養状態の管理や栄養教

育の推進を目指して、平成17年度、2005年度に新たに設けられた職ということになっています。仕事としては、食をコントロールしていく食の自己管理能力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせる食に関する指導、食教育、食育と学校給食の管理が主な仕事になっていくと。

ただ、最近は食物アレルギーを持つ子どもたちも多くて、その当該児童や生徒もしくはその保護者に対して、個別の食育指導を担っていただくということも重要な役割なのではないかなと思います。また、専門的なそういう栄養の分野、食に関する知識を生かして、教員の立場から食事の偏り、その辺の子どもへの指導とか食生活に悩みを抱える保護者の相談への対応ということも重要な役割となっています。

ただ、三重県内で少し聞いたところによると、これを質問しようと思ったのが、産前産後休暇を栄養教諭の方が取得されたり、育児休業等で長期の休みを取得した場合、代替の職員が配置されていないのだと聞いたんです。この辺りのところは本当にそうなのかというか、これも現状を教育長からお伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 食教育に係りまして、栄養教諭の方が産育休の場合の代替措置の対応などについて御答弁申し上げます。

まず、栄養教諭ですけれども、学校給食の管理を担う業務に加え、食に関する指導を行うため平成18年度に創設され、発達段階に応じて食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、小学校、中学校で指導しています。

その配置は、国の基準で550人以上の給食を提供している学校には栄養教諭を1人、それ以下の学校は4校に1人などとなっています。

それで、御質問のありました栄養教諭が産育休等を取得する場合、その代替として、主に学校給食の管理を行う栄養士の資格を有する方を臨時学校栄養職員として任用することになります。この臨時学校栄養職員の方が食に関する指導を行う場合には、担任などと共にチームティーチングによる指導を

行ったり、あるいは校長からの届出があれば特別非常勤講師として認定して、単独で指導を行うこともできるんですけれども、そういうことをして、できる限り支障がないよう努めているところであります。

今後も学校における食育が一層進むように市町教育委員会と連携して取り組みますとともに、この課題についても、国に対してまず栄養教諭の配置基準の改善も要望するなど、食に関する指導体制の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

〔11番 田中智也議員登壇〕

○11番（田中智也） 先ほど、私、平成17年度と言うたかな。平成18年度に創設でしたよね。訂正いたします。

代替の栄養教諭はなかなか配置されないということですが、栄養職員として確保して、担任と共にTTでとか、特別非常勤講師としてというやり方で、できるだけ食育、食教育がストップすることのないような努力をいただいているということでもあります。

ちょっと調べてみたところ、義務教育小学校においては配置の必要性はある教職員であるけど、今のところ、配置は基本的に任意であるというふうな法律なんかな、学校給食法によると。その辺のところをもう少し調べる必要があると私は思っている、私自身がもうちょっと勉強する必要があると思うんですけれども、いずれにしても、非常に重要な役割を担っていただいている栄養教諭ですから、これもやっぱり国に対してしっかりと要望していただくということが必要なかなと思っているところです。

これらの問題、実は四日市市内の小学校を訪ねて、教員の方とお話、意見交換をしたところ、やっぱりコロナ禍で消毒などの業務も増えています。当然、保護者との連絡調整だとかいろんなことで、もう業務が本当にばんばんになっていて、その中で教員の方が感染したり、濃厚接触者になられて、自宅待機を余儀なくされた場合なんかは、もう、もともとがぎりぎりなので余裕がないという御意見が非常に多かったです。

タブレットも今導入されていますよね。ICT、GIGAスクール構想の

中で、初年度は四日市市でもICTのサポートスタッフというのは配置されていたんですけど、それがなくなったようで、各学校で見つけてきてくださいます的な感じになっているようで、それはタブレットに関するトラブル、要するにWi-Fiがつかないだとか、オンライン学習なんかのときの家庭における何かトラブルというか、そういうことについてもICT担当の先生がその対応に追われるということです。非常に大変なんやということでした。

中堅どころの先生がおっしゃっていたのは、英語の教育もそうですし、プログラミング教育もそうですし、いろいろ新しいものが始まってくると。それぞれは子どもたちにとって非常に意義のあるものだと思っているけれども、そのための人員が十分でない。それぞれは本当にいいことをやってもらっていて、子どもたちにとっても豊かな学びにつながっていくと思うけれども、やっぱりその人員が足りないということはおっしゃってまして、それでも頑張っているということでした。やっぱり人が足らんのかなと思いました。

あと、ベテランの先生が、私たちの本分は授業だ、授業することが教師の本分だと思っている。その授業を分かる授業、楽しい授業にしていくために、授業の準備、それから教材の研究、やっぱりそこに時間を割きたい。だけど、思うようにできない。ややもすると授業準備とか教材研究、子どもたちにとって分かる授業、楽しい授業にするための活動を後回しにせざるを得ない状況が続いているということは、非常に切実にお訴えをしておられました。

やっぱり私も改めて教育関係予算にもっと国全体でかけていく必要性を感じたところですので、今後とも県教育委員会におかれても、引き続き強く国に対して求めていただくとともに、県教育委員会としての努力についても御検討いただきますようお願い申し上げます、次の項目へ移らせていただきます。

2番として、「みえ」の経済活動を支える四日市港についてということにいたしました。

四日市港は、私は何回かこの本会議でも取り上げさせていただいたんですけど、本県の製造品の出荷額は全国で常に10位以内ということであり

ますけれども、ほとんどが四日市港から出ていっているのではないかなと  
思っています。外へ出していく品目は、完成自動車、ゴム製品、産業機械、  
化学薬品、自動車部品、揮発油、合成樹脂、これはもう四日市港がまさに本  
県の経済を支えていると言っても過言ではありませんし、輸入してくる、外  
国から入ってくるものについても、四日市港においては、原油とかLNG、  
石炭が上位3品目ということでもあります。石油精製の過程でできてくるガソ  
リンをつくっているとか、ジェット燃料をつくっているだけじゃなくてその  
の精製過程でできてくるナフサを原料に化学薬品、化学樹脂とかがつくられ  
ていきますので、脱炭素、カーボンニュートラルということで進めていかな  
ければなりませんけれども、その辺の化学製品をどうしていくかという、本  
県の今後の産業、これについてもしっかりとやっていかなければならないと  
思っているところです。

そこで、四日市港がどんな、私の受け止め方というか、（パネルを示す）  
これは平成29年度に実施されました四日市港経済効果調査というものです。  
四日市港管理組合が出しているものでして、5年ごとに公表される三重県産  
業連関表を利用して、定期的にその他アンケート調査などもしてやっている  
ものです。

大体、三重県の県内総生産や雇用者数、その辺の約1割、10%に四日市港  
が関係しているということでもあります。

そこで、港湾機能の維持や管理、これは四日市港管理組合が担っていただ  
くことです。産業振興の面からも四日市港について、県として、特に雇用経  
済部はどういう御認識を持っていただいているのか、まずは聞きたいと思  
います。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 産業振興の面から、四日市港についての県の認  
識ということを御質問いただきました。

議員からも御紹介がありましたけれども、四日市港は本県だけでなく、中  
部圏の経済、産業を支えている物流の拠点であります。1899年の開港以来、

国際貿易港としての役割、機能を担っております。先ほどもありましたとおり石油やLNGなどのエネルギー資源の輸入、化学製品、自動車部品の輸出に活用されておりまして、コロナ禍の影響で減少はあったものの、取扱い貨物量は回復しつつあります。三重県の産業にとっては、特に工業製品の輸出入、エネルギー供給の面で下支えの役割をこれまでも果たしてきていただいております。

四日市港は、県と四日市市が共同で設立しました四日市港管理組合において、港湾機能の維持管理、県内産業のニーズに対応した機能強化を進めてきていると認識しております。また、霞4号幹線など、高速道路へのアクセスも整備が進んでおり、利便性も増しております。

一方、世界の潮流においては、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しており、産業界においてもカーボンニュートラルを目指す動きが活発になっております。四日市港は、背後に日本有数の石油化学コンビナートを擁し、石油をはじめとするエネルギーの供給拠点として重要な役割を担っています。今後、主要なエネルギー源が化石燃料から水素、アンモニア等に変化したとしても、それらの輸入・供給拠点の役割を担っていくことが期待されております。

また、製造業においても、例えば、自動車の内燃機関からEV化への動き等の変化も予想されますが、県内のものづくり産業において、素材を輸入し、加工品、完成品を輸出するという産業構造は変わらないと考えております。

こうしたことから、四日市港は、今後も国際貿易港として県内産業を下支えする重要な役割を担っていくものと考えており、県としては、カーボンニュートラルを含め必要な支援を継続してまいりたいと思います。

〔11番 田中智也議員登壇〕

○11番（田中智也） ありがとうございます。

力強くお答えいただきました。本当に重要な港という認識をいただいていると思います。

そこでこれを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは四日



市港利用優位圏、黄色で網かけをしたところがそうです。これを読んでいただくと分かりますが、四日市港は、大阪港と比較して、四日市港を利用することで陸上輸送コスト、時間、走行費用、通行料金などなど、これが最小となる地域ということです。この優位圏内に物流拠点があれば、四日市港を利用することで、陸上輸送コストが最小となる可能性があるということであり  
ます。

もう一つパネルを見ていただきます。（パネルを示す）先ほども道路のネットワークで利便性が向上すると部長の御答弁にもありました。周辺道路が様々開通、進展をしていっています。令和8年度には、東海環状自動車道の西回りの全線開通とか様々ございますし、本当に周辺の幹線道路も、令和5年度には国道23号中勢バイパスの開通や令和6年度には北勢バイパスの延伸も予定されている。物流効率の向上やさらなる貨物需要の増大が見込まれるものと期待されているということでもあります。

もう一つ要素があります。これは、パネルはありませんけれども、霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの整備です。本当に長い間の念願がかなって、20年ぶりの大型事業となる霞ヶ浦地区北埠頭の81号岸壁の工事がもう着工いたしました。これも先ほど令和8年度というのはちょっと触れましたけど、令和8年度の暫定供用を経て、令和10年度には供用を開始される予定となっています。現在は、霞ヶ浦地区の南埠頭も含めて非常に混雑しています。そういう混雑している中でのバース数の不足、要するに船を着岸する場所が少ないということに対しては、解決につながるのではないかと大いに期待されているところ  
です。

要するに、港は、もう少し使いやすく、大きくなるということでもあります。利便性も向上するし、港自体も大きくなっていくという中で、集荷対策、ポートセールスを四日市港管理組合が主体的にやっています。県内産業の発展を支えるという港を下支えするという御答弁をいただいたということであれば、私の観点からいけば、県も積極的にこの集荷対策に関わって  
いただきたいという思いがありますが、お考えを聞かせていただきたいと

思います。

○雇用経済部長（野呂幸利） 四日市港の集荷対策に、県も積極的に関わらべきじゃないかという御質問をいただきました。

集荷対策については、議員からも御紹介がありました四日市港管理組合が主体となって、県、四日市市、港湾関係企業が集まって、四日市港利用促進協議会を核として、官民一体となってポートセールスに取り組んでいると承知しております。

四日市港が国際貿易港として発展しておるということは、県の企業誘致にとってもすごく強みになっていると私は思っております。

県が主催で、例えば首都圏なんかで、企業誘致推進セミナーというのをやらせていただいておりますけれども、そのときにも四日市港管理組合が出ていただいて、四日市港のPRを行っていただく。相互に連携して、発展していこうという取組をこれまでも行ってきております。ここ最近、コロナ禍で2年間ほど行えておりませんが、今年度、年明け早々には、東京で開催をしていきたいなと思っております。

また、県内に新たに貿易を行う企業が立地した場合は、四日市港を利用してくださいと働きかけをしておるところでございます。

今後ですけれども、県内に拠点を置く企業の生産が活発になれば、どんどん集荷が出ていく、四日市港の取扱高も増加になる、チャンスになる、こういうこともありますので、今後も四日市港管理組合と連携して、利用促進と企業誘致、産業育成の両面で相乗的な効果が得られるように、より一層連携して取り組んでまいりたいと思います。

〔11番 田中智也議員登壇〕

○11番（田中智也） ありがとうございます。

やっぱり港湾間競争、港同士の競争って非常に激しいものがあるんです。これは国際的にも。そこを勝ち抜いていくためには、本当に様々な関係者が連携して、協調した取組をしていく必要があると思います。この四日市港優位利用圏をもう一回出してもらっていいですか。（パネルを示す）ありがと

うございます。この黄色で網かけしているところに生産拠点が所在するような事業者の本社がどこにあるのかとか、その辺のことを緻密に調べて、県としても、こういう場で四日市港管理組合、四日市港利用促進協議会やってくださいよみたいな感じで一緒になってやっていただくというのが、ええのかなとは思っています。

もちろん、四日市港利用促進協議会としても当然やっていることでありますけれども、県の視点で、ここやったらもっといけるんちゃうかとかという、そんなさらなる連携をお願いしたいと思いますし、あと農林水産部におかれましても、県内も四日市港利用が、非常に陸上輸送コストが安いので、もっともって県内産の1次産品を外に対して、知事も常々おっしゃっていますように、いいもの、おいしいものがたくさんありますので、この辺りのところは、ほかの農林水産分野の振興施策と連携していただいてやっていただきたいなということを要望して終わりたいと思います。

それでは、次に3番目の質問に移ります。「みえ」の町の技術医（工業研究所）についてとさせていただきます。

平成30年の10月、4年前の一般質問で、私は、希望の持てる「ものづくり」に向けてと題して、この工業研究所の問題を取り上げさせていただきました。現状とか今後のあるべき姿について、県の考え方を聞かせていただいたところ です。

これはおさらいですけど、高茶屋の本所は昭和47年にできています。金属試験場は昭和52年、窯業試験場は、四日市市にありますけど、昭和43年です。私は昭和40年生まれなので、これが年寄りと言ったら私も年寄りになってしまいますので、年寄りとは言いませんけれども、でもかなり年月が経過しているということでもあります。

建物、箱の老朽化は横に置いておいたとしても、中です。中の試験や分析、評価装置とか分析装置、この辺のところもかなり古くなってきているというのは、当時の雇用経済部長からの御答弁でもありました。

総務部長からは、当時全庁的に箱物抑制だったんですよ。ね、高間部長。

老朽化した建物に関しては、複数の建物を建て替えるときに複合的に整備してやっていくということで、全体的なコストを軽減するとか、様々な工夫をしていくこともしていきたい。在り方については十分かつ柔軟な見直しを行ってまいりたいと考えているというのが、当時の嶋田部長の御答弁でした。

だから、あまりにも今の時代に合わない県の機関であれば、やはりそこは、財政状況が厳しいとはいえども、どのタイミングで何をやっていくかということは考えていくべきではないかと思うところです。

4年前より随分状況も、随分というか、状況も変わってきたことがあります。DX、デジタルトランスフォーメーションの推進という形です。IoTやAIの活用なども社会の中で非常に言われてきている中で、そこへの相談ニーズ、県内事業者のそれらへの対応に対する工業研究所への相談ニーズというのも増えてくるのではないかと、今もあるのではないかと考えています。

みえ元気プランの案ですけれども、施策10-1、社会におけるDXの推進の基本事業2で、革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出ということが言われています。そこに対しては、事業者による革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援、これはまさにDXとなっていくと思うんですけれども、先端技術に関する情報収集や活用に向けての取組の支援ということをおっしゃっていただいています。

そこで、もう一度聞かせてください。

現在の状況や新しい時代の町の技術医、そういう機能として存在し続けるためにはどうしていくのか、雇用経済部にお聞かせいただきたいと思います。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 工業研究所における現状、課題、建物や機器の老朽化対策について、今現状どう考えているのか御質問いただきました。

議員からも御紹介がありました工業研究所は、町の技術医ということで、県内の中小企業が抱えるその時々々の技術課題に対して、総合的な技術支援によって課題解決を図っております。年間約1万件の企業支援を行っております。企業の新製品の開発や技術の高度化に貢献していると考えています。

企業支援に当たっては、国や企業、いわゆる外部からの研究資金なんかも得ながら、今抱える日常的な課題以外に、将来的な企業ニーズを踏まえた独自の研究開発も行っておりますし、その得られた結果で、企業との共同研究や技術支援なんかも行っているところです。

また、高倍率の電子顕微鏡や、製品を破壊することなく内部の状況を観察できるX線のCT、そんな一部の最新機器は、国の補助金制度なんかも活用して導入して、多様な評価試験をして、企業の技術課題を解決しているところです。

そのような中で、課題でございますが、JIS等で定められた新しい試験方法に対応した試験機器の整備が課題となっております。

特に、本県の基幹産業であります自動車産業分野では、EV化の進展に伴って、電子機器の電磁波障害に対する相談が増加しております。工業研究所が現在所有している機器を用いて、可能な限り支援に努めておりますけれども、機器の性能の不足から、支援が困難なケースも出てきているところでございます。

工業研究所が、こうした新たな課題に対応して、企業のニーズに沿って機能を維持・発展させていくためには、より高性能な試験機器の整備や必要性の高い機器への更新を計画的にかつ適切に進めていくことが重要であると考えています。

また、工業研究所は、先ほど議員からも御指摘いただきました四つの拠点で構成しておりますけれども、いずれも建物の老朽化が進んでおります。機器の整備と併せて、対応が急がれている課題と認識しております。

本定例会会議でも、応急的な修繕、今やっていく上に困るような修繕については、きちっと補正予算を出ささせていただいております。ただ、抜本的な老朽化対策として、建て替えも含めて対応していく必要があると考えております。

今後、ものづくり産業において、カーボンニュートラルや、先ほど議員がおっしゃったDXへの対応が必要であって、新しい技術の導入ですとか開

発に関して、工業研究所の期待もより一層高まると予想されます。

県としては、工業研究所の技術支援機能の充実、利用者の利便性の向上に向けて、財政状況もきちっと勘案しながら、できるだけ早期の建物の建て替えや新たな試験設備の導入を実現できるように検討を進めてまいりたいと思います。

〔11番 田中智也議員登壇〕

○11番（田中智也） ありがとうございます。

建て替えも含めて検討していきたいとおっしゃっています。

確かに財政状況が厳しいというか、本当に持続可能な県財政を考えたときに、どのタイミングでどういう投資をしていくのかということは慎重に考えざるを得ないと私も思います。

ただ、今の本所も含めて、大体50年ぐらいは使っているわけですよ。そうすると50年先の本県経済やものづくりがどうなっていくかという、これはもう予想することは不可能なぐらいのスピードで変わっていくとは思っていますが、それでもやっぱり必要なところには必要なお金をかけて、県内事業者の支援をしていかないことには、例示していただきましたけれども、EV自動車の部品などに関しては、県内でサプライチェーンの一角は占められなくて、よそからということで、生産拠点はよそへ行ってしまったりとか、何かそんなふうになっていくのではないかな。やっぱり事前事前に、手を打っていく、策を講じていくということ、これはやっぱり大変ですけど、やっていただきたいし、私どもとしても、議会としてというか県議会議員として、様々な調査や研究をして得たもの、そこから発想することについては、今後もどんどん提言もさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の項目になります。4ポツ、明日の「みえ」の芸術・文化についてに移りたいと思います。

芸術文化の分野は何か毎年のように一般質問で取り上げさせていただいておるような気がしていますが、今回もさせてください。

なぜならば、今、三重県文化振興条例、仮称ですけれども、この策定作業に入っただいているという段階に来ました。以前は、この条例の必要性を訴えて、取りあえずそのときの御答弁は、文化振興方針でしっかりとやっていくんだ、具体的な施策や事業についてはこの方針に基づいてやっていくんだという御答弁でしたけれども、ここで昨年度、お考えをいただいて、本県の文化振興に係る課題へ対応していくとともに、本県の特성에応じた施策を継続的そして総合的に推進していくためには、基本理念をやっぱり一旦明らかにするほうがいいんだという御認識をいただいたと思っています。

現在、文化審議会へ諮問していただいています、6月に第1回、9月8日に第2回が開催されて骨子案が示されていると認識いたしております。加えて、骨子案作成に当たっては、当局におかれては、個人や団体、そして県民の皆様方に文化活動に関するアンケートも実施していただいたと私自身は承知しているところであります。その辺りのところは、進捗を聞かせていただこうと思うので、恐らく部長のほうからも御答弁があるかと思うので、これぐらいにさせていただこうかな。

取りあえず、現在までの進捗と、条例をつくれれば終わりではないと思っています。条例制定後の県としての文化振興施策の展開、政策の展開について、考え方を聞かせてください。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 三重県文化振興条例の検討状況、それと今後の見通しについて御答弁申し上げます。

まず、条例制定の背景という部分ですけれども、本県の文化行政におきましては、人口減少、少子・高齢化による文化芸術を担って継承していただく人材の不足ですとか、あとコロナ禍で影響を受けた県民の文化に対する意識を高揚していくこと、それから、文化による地域社会の活性化ということが今強く求められていると考えております。

こうした課題に対応して、文化の振興を通じて、お一人お一人が生きがいや心の豊かさを実感できる生活、それから活力あふれる地域社会の実現を目

指すということで、現在、三重県文化振興条例（仮称）の制定に向けて取り組んでいるところでございます。

今の検討状況ですけれども、議員からも御紹介をいただきましたが、まず、6月に第1回の文化審議会を開催いたしました。その中では、文化に触れ親しむ機会を増やす必要性ですとか、若い方への働きかけなどについて、委員の皆様から御意見を頂戴しております。

また、7月には、この条例を制定するための参考とするために、県民の皆さんや市町、それから文化活動を行ってみえる団体の方を対象に、アンケート調査を実施しております。

その中では、子どもたちが文化芸術や伝統文化に触れる機会を充実させてほしいという声ですとか、文化芸術を担う人材を育成支援してほしい、また、文化を地域の活性化や観光に生かすべきだといった声を多くいただきました。

この1回目の審議会での御意見やアンケート結果を踏まえまして、9月の2回目の審議会には条例の骨子案をお示しして、この中で、基本的な理念ですとか、施策の考え方について御審議いただいたところでございます。

今後、中間案を策定して、パブリックコメントを実施し、その先、最終案を経て、令和5年6月の定例会会議での上程に向けまして、県議会の御意見も伺いながら、充実した条例案にまとめていきたいと考えております。

なお、この条例の制定後ですけれども、文化施策を具体的に展開していくための方針の策定というものに取り組み、本県の文化行政を総合的、計画的に推進していきたいと考えております。

〔11番 田中智也議員登壇〕

○11番（田中智也） ありがとうございます。

アンケート調査、私も結果を見せてもらおうと、やっぱり子どもたちにそういう機会を増やしていくとかいうことは、非常に私の心にも刺さったなということ。あと、本県にある、ほかに誇れる、他県や海外に対して誇れる歴史的資産について愛着を感じているかということについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を含めて、肯定的な意見が約9割を占めた



ということです。だから三重県の方々は、やっぱり自分たちのこの三重県というものに歴史的資産が多くあって、それはどこへ出しても恥ずかしくない、海外の方に見ていただいても恥ずかしくないというようなプライドをしっかりと持っておられるということがよく分かったなというところでもあります。

だから、そういうことをベースにしていく基本理念であったり、条例なんだろうとは思いますが。そのことをベースに、じゃ、次への展開をどうしていくかということだと思います。

ちょっとパネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは、豊岡演劇祭というところのホームページから取ったやつです。ちょっとパネルを作っていないので恐縮ですけど、議場の皆さんには、これがその公式プログラムなんです。（実物を示す）兵庫県の豊岡市というところで、ありました。実は私、行ってまいりました。

先ほど午前中の中瀬議員の質問の中で触れていただいた兵庫県立の芸術文化観光専門職大学の学長を平田オリザさんがしておられるんですけど、豊岡市にこの大学があります。

そこで開催されたこの演劇祭なんですけれども、次のパネルに行きます。（パネルを示す）これは平仮名で、よるよむきのさきというのがあります。これは、朗読劇の看板なんですけど、実は三重県でやっているMPADをこの城崎へ移出したんですよ。あのやり方で、料理と朗読劇を楽しむ。中瀬議員がおっしゃってました昼間のスポーツと夜のアートということ。夜のアートを、こういう食事をしていただきながら、ゆったりとした時間の中で名作を俳優さんが読んでいただくという形。私は、ちょうどそれは時間がかなわなくて見れていないんですけど、林英世さんという女優が、志賀直哉さんの『城の崎にて』というのを、もうまさにべたなんですけど、でもあの地でそれを朗読劇で聞くというのは、やっぱり非常に心豊かになるなという瞬間だと思うところです。

もう一つのパネルに戻ります、もう一回。（パネルを示す）これに「まちづくり演劇の力を活かす」とあります。そういう狙いでやっているんです

よね、まちづくり。一番下のところにイラストで、「演劇祭で地域通貨を導入!?!」とか、「観光客も市民もみんなで大交流!」、「コウノトリも喜ぶ!?!サステイナブルでいこう!」、これは何か分からんなどと思いますが、ペットボトルをやめてポットでドリンクを飲みましょうということで、この豊岡演劇祭独自のドリンクボトルを用意しておられました。

「フェスティバル運営には大学生の力も!」ということで、さっきのよむきのさきのところにも少し赤いTシャツの方が写っていましたが、この大学生です。(パネルを示す) 専門職大学の2年生の方たちです。ちょっとインタビューをさせていただきました。左から丸山のかさん、藤崎悠さん、粒來風彩さん、つぶらいさんとお読みします。出身は、括弧書きで記載いたしました新潟、茨城、青森、いろんなどころからです。いろんなどころから学生を集めているということです。

一番左の丸山さん、演劇活動を実は始めたところで、でもいつかは地元新潟県に戻って、今学んでいることを生かして、地域の芸術文化のために貢献したいということをお答えいただきました。

藤崎悠さん、真ん中の方、この方も地元の茨城県に戻って、芸術文化関連の仕事に携わっていきたくて。プログラムオフィサーというか、ディレクターとかそういう仕事をしていきたいという子でした。

青森県の粒來風彩さんは、NPOとかで活動したい。文化芸術でもって地域の活性化に取り組んでいきたいということを言っていました。

私が聞いたらすぐ答えるんです、3人とも。無茶苦茶、夢というか、自分の進むべきというかキャリアデザインができていて、学んでおられるということです。大学のことを質問するのではありませんので、勘違いされるとあかんのですが、また先ほどのこのパネルのまちづくり(パネルを示す)、彼女たちは、インターンとして、先ほど申し上げた朗読劇の運営に関わって携わりました。演劇がまちづくりに生かせる、まちの活性化に大きく貢献するんだということを身をもって体験しているからこそ、今学んでいることを地元に戻って、それをやっていきたいということなんです。

だから、そういうふうには文化や芸術を使っていく、使うというか活用していくということ、やっぱり今回策定する条例の中で、審議会で御議論いただくことではありますけれども、しっかりと御検討いただきたいなと思います。

そこで申し上げたいのは、アーツカウンシルです。また、アーツカウンシルかと。難しい言葉かも分かりません。でも、これは、今のような演劇祭を仕掛けていくとか、あともう一個ちょっと紹介したいのは、伊勢市の例。

伊勢市のワーケーションのことって御存じですかね。伊勢市クリエイターズ・ワーケーション促進事業というのが2020年にありました。これは、文化芸術分野のプロのクリエイターさんたちが滞在して創作活動を行うということで、演出家の宮本亜門さん、それから、相川七瀬さんって歌手の方、シンガーですね。それから折原みとさんって漫画家の方とか、松尾貴史さんという俳優の方、これらの方々が伊勢市に2020年に滞在して、自分たちの創作活動をやられたんですよ。100名の枠のところ、1271人、全国から応募があったということです。

これ、何で伊勢市役所でこういう事業ができたのかというのは、2019年、その前年にブリティッシュ・カウンシルっていう、イギリスのアーツカウンシルの事業として、そこは国際文化交流を担っていただく日本法人、日本センターがあります。日本センターの事業として、伊勢市アーティスト・イン・レジデンスという、伊勢市に滞在して、日本の文化をイギリス人のアーティストが感じて、見て、自分の創作活動をする、伊勢市の新しい魅力を見つけるということを目的にしていたみたいです。その当時、伊勢市役所で担当していた職員が感じたのが、アーティスト目線で伊勢市をもう一度見直すと、こちらが用意した内宮や外宮やおはらい町やおかげ横丁や、そういう古くから続く、いつもの私たちが思っている伊勢市の風景、風情ではなく、全然違うところに興味関心を持たれたそうです。日常の日本の中、伊勢の中の日常に対して。

だとすれば、日本のアーティストに対しても伊勢市に来ていただければ、

新しい伊勢の魅力を見いだしていただけるのではないかと、そのことを発信していただけるのではないかとという発想で、この伊勢市クリエイターズ・ワークショップという事業を起こしたそうです。

今年度、100人滞在いただいた方たちが、8月から何月までやったかな、市内のいろんなところで、いろんな展示やとかをしておられるそうです。私はちょっと行けてないもので、どんなのがありますというのは御紹介できませんけれども、その仕掛けをしていたのはカウンシル。専門的な見地から、文化振興のために何が必要かということ司令塔として存在するということがやっぱり重要なのではないかなと改めて感じたところです。

芸術・文化の条例をつくっていただいて、後の方針にしっかりとこれからの展開を期待するところでありますけれども、やっぱり三重県の中でもっと文化や芸術文化を振興していく、東紀州の方、これも中瀬議員が御紹介いただいた我が会派の平田オリザさんの講演会の後の意見交換会の中で、フロアから尾鷲市に在住の方がおっしゃっていました。三重県は文化格差が確かにある。私は、今日、四日市市へ来てオリザさんの話は聞けたけれども、尾鷲市にはそういう機会がない。やっぱり文化格差もなくしていくということをどこかが司令塔としてやっていく必要があると思うんです。そのことによって、先ほども申し上げたまちづくり、まちが活性化していく、若い人が戻ってくるという、そんな地域になっていくと信じてやみません。

先ほどの谷川議員のまねじゃないですけど、知事に何も求めていないので、知事、私の今話を聞いて、文化や芸術について御所見がございましたら、何をやってくれというものではありませんので、どうでしょうか。

○知事（一見勝之） 文化は非常に重要やと思います。

今、先ほど部長が答弁しましたけど、条例の検討をしているところでございまして、三重県にとっての文化というのをしっかりと考えて、形にしていくなきゃいけないと思います。特に、観光にとってもそうですけど、観光と離れても、文化単体でどれだけ県民にとって必要なものなのかというのを考えていかんとあかんと思います。

特に、議員もお話しされましたけど、人口減少に必要なのはやっぱり愛郷心でありまして、愛郷心を育てていくという、そこにやっぱり文化が非常に重要です。観光魅力が三重県には多いんですけども、これは北も南も関係なく、伊賀もそうなんですけど、文化は、そこに根づいているものはやっぱりあるんですね。そういう意味での文化格差ということはないので、それをこれからどうやって育てていくかというのも大事です。

それから、もう30年以上前になりますけど、ヨーロッパに駐在したときに、私も絵が好きなので、私はどっちかというと昼の芸術、夜はサッカーを見に行ったりしたし、夜のスポーツという感じでしたんですけど、昼間は絵を見に行きました。ルーブル美術館とかマルモッタン美術館に行きますと、先生が子どもたちを連れてくるんです。それで子どもたちに絵の説明をしているんです、モネの睡蓮とか。そうすると、子どもたちはちっちゃい頃から芸術に触れるので、情操教育というんでしょうか、豊かな心を養っていけるというのもあるなと思いました。

また、この間、奈良県で全国知事会議がありました。7月27日から29日までですけど、27日の夜、知事の食事会で、荒井知事が紹介されたんですけど、食事しながらですけどバイオリンとチェロのデュオの演奏がありました。私は音楽に造詣が深くないので、後でまた知り合いに聞いてみたら、いや、すごい人やでと。バイオリンは大江馨さん、チェロは森田啓佑さん、もう世界でも活躍している人が、奈良県を拠点に活躍しています。さらに言うと、その翌日、28日の夜、この食事会のときにも、子どもたちの弦楽四重奏がありました。カルテットですね。これは、反田恭平さんのプロデュースでやっているという、ショパン国際ピアノコンクールの第2位を取られた方ですけど、この方も奈良県を中心に、奈良県の人と違うんですけど、活躍しているということで、いや、三重県で仮に知事会議をやったとき、そんなんでできるかなという思いがあります。財政状況も非常に厳しい。

昨日、国葬儀に行ったときに、国葬儀の間は無理ですけど、移動しているときに、荒井知事に、どうやってできたんですか、教えてくださいと。また、

おいおいということで、時間をいただいて話をするにしていますけど、財政が厳しい中で、三重県、まずは命を守っていかなきゃいけないので、県民の命を守るということに予算をやっぴり充当していかなあかんと思います。その次はやっぱり雇用を守るということで、これは観光も入っていますけど、産業育成に力を注いでいかなあかんのですけど、やっぱり文化です。どこかで、文化をやれたらいいな、やりたいなという思いを持っておりますので、今回の文化に関する条例をしっかりと議論して、三重県に文化が根づいていくように考えていきたいと思っております。

〔11番 田中智也議員登壇〕

○11番（田中智也） 突然の振りで大変失礼いたしました。

でも、やっぱり条例をつくるとお決めいただいたというのは、私は非常に有意義だと思いますし、何を具体的にやっていくべきか、何ならできののかということから、条例ということも起こしていくことも必要だろうし、向こう10年、20年先にこんなことをやっていきたい、やっていくべきだということも、やっぱりその条文の中に直接的には書かれていなくても、行間に込められているというそんな条例のつくりになることを期待申し上げたいと思っております。

今ある課題に対しては、本当に命を守る、雇用を守っていく、それは非常に重要なことです。ただ、文化や芸術分野は明日の三重県を形づくっていく基礎となっていくと思っておりますので、今日は、教育とか文化とか、それからものづくりの明日についても、質問させていただいたところです。

これで終結させていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

服部富男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 津田健児議員。

〔41番 津田健児議員登壇・拍手〕

○41番（津田健児） 服部議員の道徳教育についてに関連して質問したいと思います。

昨日、安倍元総理の国葬儀がありました。もう安倍さんはいませんけれども、安倍さんの精神というんですかね、心だとかつなげるものは、残された人間がつなげてリレーしていかなければならないという思いで、質問させていただきたいと思います。

安倍元総理は、教育に真正面からぶつかっていった数少ない政治家だったと私は思っています。本当に尊敬しておりました。与党の中でも大きな反対があったけれども、教育基本法を改正したり、あるいは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も首長の関与を強くした改正でありまして、選挙で選ばれていない委員による教育委員会ではなくて、選挙で選ばれた首長、知事がリーダーシップを持って教育を引っ張っていくんだということで、安倍さんが改正しました。

また、道徳教育については、記憶にあるかどうか分かりませんが、安倍さんの第1次内閣のときに、道徳は大事だということで、「心のノート」をつくりました。今は、「私たちの道徳」ということでございます。

かつて、自民党の議員団で「心のノート」の活用状況を視察に行きましたら、全然使っていなかったことが分かりました。学校の先生、校長先生に聞くと、これは非常に大事な教科書なので、学校が保管して、子どもたちに見せないようにしていたということが分かりました。あっけにとられたときでございました。

ですので、まずは、今の道徳教育の現状について、分からないことがあれば分からない、これからやっていきますということでいいので、質問させていただきたいと思います。

まずは、「心のノート」から「私たちの道徳」になったわけでございますが、あれから、我々は調査したり、視察に行ったりしていませんけれども、本当に「私たちの道徳」の教科書がきちっと活用されているのかどうかということが1点です。

それから、もう一つは、年間指導計画。全ての教科に年間指導計画がありますけれども、我々が大分前に調査したときには、年間指導計画とは全く違

うところを教えてくださいました。ある先生は人権だけやる、ある先生は同和問題だけやる。だから、年間指導計画に基づいて教育がなされていなかったということが分かりました。

それからもう一つ、先ほどの服部議員の質問にありましたように、道徳教育推進教師ですけれども、以前、これは廣田さんが教育長のときにしつこく私が質問して、ちゃんとしますということでした。私の知り合いの教員に聞きまして、あなたのところの道徳教育推進教師って誰なのと聞いたら、分かりませんというんですね。だから、分かりませんということは、道徳教育推進教師を中心に活動がなかったということだと思っています。ですので、道徳教育推進教師を中心にやってきましたという答弁でしたけれども、疑うわけではないんですが、きちっと動いているのか、この3点について質問したいと思います。

**○教育長（木平芳定）** まず、道徳が教科化になって教科書ということでございますので、教科書は小学校1年から中学校3年ということで、それぞれの学校に応じて、教科書ですので使っておるということでございます。

それから、年間指導計画のほうですけれども、私も服部議員の答弁のときもいろいろ中でも議論したんですけれども、年間指導計画のつくり方は、まずは校長が、その学校の道徳をこういう形で、教科書がもちろんあるんですけど、道徳科だけじゃなくて学校全体で進めると。それを受けて、道徳教育推進教師を中心に、年間指導計画を全教諭と共有する中でつくるといことなんですけれども、中には、その年間指導計画が、やっぱり年度によってあまり更新されずに時点修正的になっているというの、場合によってはあるかも分かりません。

その辺りの詳細までは、私は、現時点では把握できていないんですけれども、そういう中で、道徳教育推進教師の役割は、やっぱりその年間指導計画の策定とか進行管理になりますので、それが、毎年、毎年、同様にやられるということであれば、道徳教育推進教師の役割というのが、これからその辺りでさらにはっきりしていく必要があるのかなと思っております。



ちょっと3点ですけど、うまくお答えできたか分かりませんが、現状そういう状況でございます。

〔41番 津田健児議員登壇〕

○41番（津田健児） 私は、あれから調査したわけではないんですけども、多分、教育長もきちっと把握はされていないと僕は思うんですけども、「私たちの道徳」を多分全く使用してないということはないと思いますけれども、それに基づいてきちっと教育はなされているかということ、もう一度、教育長として確認して、なされていないのであれば、きちっとやるように言っていただきたいなと思っています。

年間指導計画は、全ての学校にある、校長、道徳教育推進教師を中心につくられているというのは分かるんですけども、これも多分きちっと把握されていないとは思いますが、これも含めて、また、私も選挙が終わったらしっかりとやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次の質問に行きたいと思うんですが、道徳の授業、道徳の議論が、学校内であまり活性化されないのは、やっぱり道徳というのは、点数をつける科目でもないし、また、受験科目でもないの、塾みたいなものもできませんし、やっぱり評価されないの、道徳というのはなかなか学校の中では大きな議題に上がりづらいんです。

ですので、外部からこの学校はどういう道徳教育をしていますか、人権について、あるいは公徳心についてどういう教育が行われますかという、外部からの評価によってまた議論するという仕組みというのは大事だと思ひます。

昔、私は一例で、学校関係者評価の中の項目、人権だとか同和教育というのはきちっと項目に描かれて議論するような仕組みになっているんですが、道徳というのは入っていないので、学校関係者評価、あるいは第三者評価でもいいと思うんですけども、外部の人が評価する仕組みみたいなものをきちっと考えていかなければならないと思ひております。

もう時間がないので要望だけにさせていただきますと思ひますが、安倍さ

人は、初めて、反対を押し切って教育に真正面から取り組んだ政治家だっただと思っています。ですので、少し前にそういう議論を小耳にしたんですけれども、知事がつくる教育施策大綱を、みえ元気プランをもって変えるだとか、あるいは教育ビジョンをもって変えるというのは、とんでもないことであって、やっぱり県民が選んだ知事が大きな教育施策大綱をつくるというのは、安倍さんの言うことを聞かないといけないということではないんですけども、非常に大事なことだと思います。

道徳教育の話をししましたけれども、外部の意見を取り入れることは非常に大事だと思いますので、その観点でちょっと意気込みも含めて答弁願いたいと思います。

○副議長（藤田宜三） 答弁は簡潔に願います。

○知事（一見勝之） 総合教育会議であります。この議論、8月30日に第1回目をやりましたが、1回やりまして、我々の準備がやっぱり足りていないなという思いも、私は率直に思いました。どういうことかという、やっぱり教育、いろんな分野があります。道徳もまさにそうなんですけど、そういう専門分野の方の御意見をちゃんと聞いて、我々なりにそしゃくして、それは教育の現場にいた人間ではないんですけど、社会で仕事をしてきた人間として、子どもたちがどんな人間に育ててほしいのか、子どもたちに何を教えていくのか、それをやっぱり議論するのは我々の仕事だと思っています。それを教育委員会の人たちと議論するのが仕事だと思っていますので、御指摘を踏まえて、しっかり対応したいと思います。

〔41番 津田健児議員登壇〕

○41番（津田健児） よろしくお願ひします。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（藤田宜三） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時31分休憩

---

午後 3 時32分開議

**開 議**

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

**委 員 長 報 告**

○議長（前野和美） 日程第 2、議案第106号を議題といたします。

本件に関し、総務地域連携デジタル社会推進常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石垣智矢総務地域デジタル社会推進常任委員長。

〔石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（石垣智矢） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました議案第106号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る 9 月21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

**採 決**

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第106号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明29日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明29日は休会とすることに決定いたしました。

9月30日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時35分散会